

第3次綾部市人権教育・啓発推進計画

# 人権かがやきプラン

～誰もが 安心して心豊かに暮らしていける  
真に 人権が尊重される まちづくりをめざして～

2020年(令和2年)3月

綾部市





## はじめに

2018（平成30）年には、国連において世界人権宣言が採択され70年という記念すべき年を迎えました。2016（平成28）年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」のいわゆる人権三法が施行され、人権尊重社会の実現に向けた歩みは着実に進んでおります。

さらに近年では、LGBTなど「多様性と調和」の実現を目指す取組が進められ、差別の解消、共生社会の実現に向けた社会の機運の高まりを感じているところです。

その一方で、国際化、情報化の進展に伴い、インターネット上での人権侵害や特定の民族等に対して差別的な言動を行うヘイトスピーチの問題、性的マイノリティの問題など新たな人権問題が顕在化し、複雑多様化しています。

このことを踏まえ、本市がこれまで取り組んできた施策の評価と検証を行うとともに、2018（平成30）年に実施した市民調査の結果から明らかとなった、本市の人権に関する課題や新たな人権問題に対応し、実情に沿った、より効果的な人権教育・啓発を行うため、「第3次綾部市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

また、本市においては、2020（令和2）年は今後10年を見通した本市の指針となる「第6次綾部市総合計画」の策定にかかる大切な年でもあります。この「第3次綾部市人権教育・啓発推進計画」に基づく人権の観点も踏まえて「第6次綾部市総合計画」の策定に努めてまいります。

引き続き、市民の人権意識の高揚を図り、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが安心して心豊かに暮らしていけるまちづくりを推進するため、市民の皆様、各種団体、事業所や行政が連携して、人権施策の取組を積極的に進めてまいります。

本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました「綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました皆様に、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、ご理解とご支援をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

2020年（令和2年）年3月

綾部市長 小崎 善也

# 目次

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨及び背景.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画策定の背景.....	2
第2節 計画の性格と位置付け.....	7
1 計画の法的根拠.....	7
2 計画の位置付け.....	7
3 計画の名称.....	8
第3節 計画の期間.....	8
第2章 計画の基本的な考え方.....	9
第1節 計画の基本理念.....	9
第2節 計画の方向.....	9
第3章 人権教育・啓発の推進を図る施策の推進.....	11
第1節 あらゆる場における人権教育・啓発の推進.....	11
1 就学前・学校における推進.....	13
2 家庭における推進.....	14
3 地域社会における推進.....	16
4 企業・職場等における推進.....	17
第2節 人権問題と深いかかわりを持つ職業従事者等に対する研修等の推進.....	20
1 市職員.....	20
2 教職員・社会教育関係者等.....	21
3 医療関係者.....	22
4 保健福祉関係者.....	22
5 消防関係者.....	23
6 マスメディア関係者.....	24
第3節 課題別施策の推進.....	25
1 同和問題（部落差別）.....	25
2 女性の人権問題.....	28
3 子どもの人権問題.....	32
4 高齢者の人権問題.....	36
5 障害のある人の人権問題.....	39
6 外国籍等の人の人権問題.....	43
7 感染症患者等の人権問題.....	46
8 性的指向・性自認をめぐる人権問題.....	48

9	インターネット上での人権侵害	49
10	さまざまな人権問題	52
第4節	市民との協働と支援を図る施策の推進	55
1	市民参加・市民参画と支援の推進	55
2	各種団体との協働と支援の推進	56
第5節	人権擁護を図る保護と救済施策の推進	57
1	人権問題に関わる相談体制の充実	57
2	保護と救済を図るための施策の推進	58
第4章	計画の推進	59
第1節	総合的な推進体制	59
1	推進体制	59
2	関係機関との連携の促進	59
第2節	計画推進及び進捗状況の評価	59
1	計画の進捗状況の点検・評価	59
■	参考資料	60
1	第3次綾部市人権教育・啓発推進計画策定経過	
2	綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会委員名簿	
3	世界人権宣言	
4	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
5	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	
6	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	
7	部落差別の解消の推進に関する法律	
8	綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例	
9	用語解説	

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画策定の趣旨及び背景

### 1 計画策定の趣旨

人は誰でも自分らしく、そして幸せに生活するという基本的な権利（基本的人権）を生まれながらに持っています。

日本国憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」として平等の権利を定めています。

本市では、2011（平成23）年3月に策定した市政運営の指針である「第5次綾部市総合計画」において、基本的人権を尊重することをすべての施策の基本方針として、「人権尊重社会の実現」を目指して、同和問題（部落差別）をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向け取組を進めてきました。個別的・具体的な人権施策の推進については、2015（平成27）年3月に策定した「第2次綾部市人権教育・啓発推進計画『人権かがやきプラン』（以下「第2次計画」という。）」に基づき、一人ひとりが生きる喜びを感じられ、綾部に住んでよかったと言える、真に人権が尊重される心豊かな社会を実現するため、各種施策の推進を図ってきたところです。

しかしながら、2018（平成30）年度に実施した「『綾部市人権教育・啓発推進計画』に関する市民調査（以下「市民調査」という。）」の結果を見ると、あらゆる人権侵害の意識について、「差別はいけない」という社会的規範が広がる一方で、例えば、結婚の際の身元調査<sup>※</sup>については、「心情的に理解する」の回答率が前回調査時と比較して増加しており、人権問題の正しい理解や日常生活の中で人権尊重の行動や考え方が定着するように、引き続き、人権教育・啓発の取組を進めていくことが重要です。

また、人権研修会への参加と人権問題への理解度は深い相関関係にあり、人権研修会は、市民が人権に関する知識を深める機会であるとともに、これまでの慣習や考え方を人権の視点で問い直す重要な役割を果たしてきたことから、今後、開催方法を工夫するなど研修会への参加を促進する取組が必要です。

さらに、2013（平成25）年に施行した「登録型本人通知制度<sup>※</sup>」や、2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消法」という。）<sup>※</sup>」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）<sup>※</sup>」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下

<sup>※</sup> 身元調査：結婚や就職のときに、興信所等の調査業者に依頼したり、知人や近所の人等へ聞き合わせて、本人の知らないところで、個人情報に関する情報を調べることで、人権侵害につながる行為。

<sup>※</sup> 登録型本人通知制度：登録者の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を、本人の代理人及び第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人に郵送で知らせる制度。

<sup>※</sup> 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）：2016（平成28）年12月に施行され、「現在もなお部落差別が存在する」ことを明記し、「部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現すること」を目的とした法律。

<sup>※</sup> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）：全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。2016（平成28）年4月1日施行。

「ヘイトスピーチ解消法」という。)※」など、人権に関する法律、条例、制度の認知度についても「知らない」との回答が約4～7割であり、認知されていない状況であることが明らかになりました。

人権問題が今後ますます複雑多様化する中、市民誰もが等しく人権について正しい知識を持ち、その問題を自分事としてとらえ、問題解決に向け主体的に取り組む意識や態度を育む人権教育・啓発の推進に引き続き努める必要があります。

同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人等をめぐる人権問題のほか、市民調査の結果から明らかになった本市の人権課題や、高齢化、高度情報化等の社会情勢の変化や人々の価値観の多様化等による新たな人権問題に対応するために、2015（平成27）年3月に策定した「第2次計画」を見直すものです。

## 2 計画策定の背景

### （1）国際的な動向

20世紀に二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、世界の人々は、「平和」と「人権」が、いかにかけがえのないものであるのかを学びました。その反省から、国際連合（以下「国連」という。）では、1948（昭和23）年12月10日に第3回国連総会において世界人権宣言を採択して以来、「国際人権規約※」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）※」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）※」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

このような状況を経て、1994（平成6）年の国連総会では、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年※」とすることが決議されました。また、「人権教育のための国連10年」終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、国連では

※ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）：この法律では、国民には、特定の民族や国籍の人々等を誹謗中傷し、社会から排除しようとする「ヘイトスピーチ」の解消が必要であることへの理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現に協力するよう求めている。

国にはヘイトスピーチ解消のための施策を実施するとともに、地方公共団体に対して必要な助言や措置をとることを義務付け、地方公共団体にはヘイトスピーチ解消のため、地域の実情にあった施策を実施するよう努めることを求めている。

※ 国際人権規約：世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中でも基本的かつ包括的なもの①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約 A規約）②市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約 B規約）③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書の3つの総称。わが国は、①及び②の2つの規約について、1979（昭和54）年6月に批准。

※ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）：1989（平成元年）年11月に国連総会で採択された条約。児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。1994（平成6）年4月に批准。

※ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）：1965（昭和40）年12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。1995（平成7）年12月に批准。

※ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）：女性が女性である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目標として、漸進的に措置を取ることが締結国に求められている。1985（昭和60）年6月に批准。

※ 人権教育のための国連10年：1994（平成6）年の国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもとに、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間で「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援に向けて、住民に対する実効のある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、1997（平成9）年7月に国内行動計画を策定。

2005（平成17）年7月に、「人権教育のための世界計画」が決議され、その後段階ごとに重点目標を定めた行動計画が示されるなど、世界的な枠組みの中で人権教育の取組が推進されてきました。

この計画では、2005（平成17）年から2009（平成21）年までは初等・中等教育に焦点を当てた人権教育のための世界計画「第1フェーズ行動計画」、2010（平成22）年から2014（平成26）年までは高等教育と教育者や公務員に焦点を当てた「第2フェーズ行動計画」とされました。2015（平成27）年から2019（平成31）年までは、第1、第2フェーズ行動計画の実施強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進に焦点を当てた「第3フェーズ行動計画」とされています。また、2020（令和2）年からの「第4フェーズ行動計画」では、若者に焦点を当てることとなっています。

なお、2011（平成23）年には国連人権理事会で「企業活動と人権」の領域における国家及び企業の義務や役割について述べた「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され、また、2015（平成27）年9月の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>※</sup>」が採択されました。SDGsは、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するため、「貧困をなくそう」や「人や国の不平等をなくそう」等の17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。また、発展途上国だけでなく、先進国自身に取り組む普遍的なものであり、わが国も目標の達成に向けさまざまな取組を積極的に進めています。

## （2）国の動向

国においては、1947（昭和22）年に「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」を基本原理とする「日本国憲法」が施行され、さまざまな人権施策が推進されてきました。

日本国憲法が保障する基本的人権の尊重にかかわる重大な社会問題であり、わが国固有の人権問題である同和問題（部落差別）については1965（昭和40）年の「同和对策審議会答申<sup>※</sup>」を受けて、1969（昭和44）年に「同和对策事業特別措置法<sup>※</sup>」が施行されて以来、3つの特別法に基づき、2002（平成14）年までの33年間にわたり、早期解決のための施策が実施されてきました。

また、女性や子ども、高齢者、障害のある人等、さまざまな人権問題についても男女共同参画社会やノーマライゼーション<sup>※</sup>あるいは共生社会<sup>※</sup>の実現等の理念の下に、その改善に向けたさまざまな施策が実施されてきました。

---

<sup>※</sup> 持続可能な開発目標（SDGs）：「Sustainable Development Goals」の略称で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

<sup>※</sup> 同和对策審議会答申：内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和对策審議会が1965（昭和40）年8月、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり国民的課題であるとしている。

<sup>※</sup> 同和对策事業特別措置法：同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。1969（昭和44）年制定。

<sup>※</sup> ノーマライゼーション：障害のある人が障害のない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す理念。

<sup>※</sup> 共生社会：さまざまな人々が互いに理解をもって共存し、それぞれの文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。



2014（平成26）年以降、人権課題への意識を高める取組として、2016（平成28）年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」、そして「部落差別解消法」という人権に深く関わる、いわゆる人権三法が施行されたほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「子どもの貧困対策法」という。）<sup>\*</sup>」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）<sup>\*</sup>」等、個別の人権問題に関する法整備が進められています。

人権教育・啓発に関する施策については、1997（平成9）年に人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指す「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。その後、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）<sup>\*</sup>」が施行され、これを踏まえ「人権教育・啓発に関する基本計画」が2002（平成14）年に策定されました。この基本計画に基づき、国は人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

### （3）京都府の動向

京都府では、府政運営の指針として2011（平成23）年に策定された「明日の京都<sup>\*</sup>」において、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け人権教育・啓発に関する施策が推進されてきました。

しかしながら、不当な差別や偏見等が依然として存在しているほか、社会経済情勢の変化に伴う新たな人権問題も顕在化してきたことから、2016（平成28）年1月に、人権教育・啓発に関する施策の基本的指針として「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定し、複雑多様化する人権問題の解決に向けた取組が進められました。

2018（平成30）年には、京都府、京都市、京都地方法務局、世界人権問題研究センター及び京都人権啓発推進会議の5者共同で、「世界人権宣言70周年京都アピール」を発表し、世界人権宣言の理念と意義を発信することで人権尊重の大切さについて改めて確認する取組を行うとともに、京都府人権啓発イメージソングをさまざまな機会に活用し、啓発の裾野を広げ、より多くの府民が人権について考えるきっかけを得られるよう府民啓発が取り組まれています。

さらに、同年には、京都府の公の施設等でヘイトスピーチが行われることを防止するため、「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン<sup>\*</sup>」の運用を開始し、市町村での同様の取組に向けた支援や企業等への働きかけを行うとともに、

<sup>\*</sup> **子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）**：子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないように子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。2014（平成26）年1月施行。

<sup>\*</sup> **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**：パートやアルバイトを含む常勤労働者を301人以上雇用している政府、自治体、民間企業等に女性の活躍に向けた行動計画の策定を義務付けた法律。2015（平成27）年施行。

<sup>\*</sup> **人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）**：人権擁護推進審議会の答申を受け、2000（平成12）年12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

<sup>\*</sup> **明日の京都**：京都府の行政運営の指針となるもので、基本条例、長期ビジョン、中期ビジョン、地域振興計画の4つを柱として、2011（平成23）年1月施行。

<sup>\*</sup> **京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン**：京都府の公の施設等において、「ヘイトスピーチ解消法」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることを防止するため、施設の使用申請が行われた場合等に、京都府の公の施設等を管理する者が、各施設の設置及びその管理に関する条例等に基づく使用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として策定したもの。

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」、地域住民が支え合う地域共生社会の実現を目指す「第3次京都府地域福祉支援計画」等を策定するなど、人権が尊重される社会づくりが図られました。

2019（令和元）年10月に策定された「京都府総合計画<sup>※</sup>」（愛称：京都夢実現プラン）では、引き続き人権尊重の重要性を明示し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、人権侵害がない、誰もが自分らしく生き、参画することができる社会の実現を目指し、府民が人権について学び、交流できる機会を拡充し、人権問題に関する法律の周知、相談体制の充実、教育・啓発等の施策に取り組むことが示されました。

#### （4）綾部市の取組

本市では、1950（昭和25）年に、全国に先駆け「世界連邦都市宣言<sup>※</sup>」を行い、また1974（昭和49）年には、「綾部市市民憲章<sup>※</sup>」を制定するなど、早くから人権尊重のまちづくりに向けたさまざまな取組を推進してきました。2011（平成23）年3月に策定した市政運営の指針である「第5次綾部市総合計画」の施策の大綱では、一番目に「人権尊重社会の実現」を掲げ、人権にかかわる施策を市政の重要な柱と位置付けて「綾部市人権教育・啓発推進本部」のもと、人権尊重の理念を根付かせるためのさまざまな施策について全庁的に取り組んでいます。また、2021（令和3）年4月からの「第6次綾部市総合計画」について現在、策定に向けて取り組んでいるところです。

市民に対する人権に関する教育・啓発に向けた計画的な取組は、2000（平成12）年に策定した「人権教育のための国連10年綾部市行動計画<sup>※</sup>」にはじまり、その後、「綾部市人権教育・啓発推進計画」に引き継がれています。計画は、2006（平成18）年1月に第1次計画を策定し、2015（平成27）年3月には第1次計画を見直し第2次計画を策定しました。両計画を通じて、学校、家庭、地域、企業等のあらゆる場における人権と、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人等の課題別の人権問題に関し市民の理解を深めるための教育・啓発を推進するとともに、市職員や教職員など人権問題と深いかかわりを持つ職業従事者に対する研修等に取り組んできました。

具体的には、人権福祉センター<sup>※</sup>における人権講演会をはじめ、教育委員会主催の人権を考えるセミナーや高齢者学級と連携した人権啓発講座、保護者を対象にしたPTA人権講演会等、市民への啓発事業を継続的に行ってきました。そのほか、同和問題（部落差別）

<sup>※</sup> 京都府総合計画：2011（平成23）年に制定した「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」第4条の規定により、京都府の目指す方向性を将来構想、基本計画等の形で明らかにするもので、2019（令和元）年10月に策定した京都府総合計画（京都夢実現プラン）は、「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げ、「将来構想」と「基本計画」、「地域振興計画」によって構成している。

<sup>※</sup> 世界連邦都市宣言：全地球の人々と共に永久平和の確立を目指す世界連邦運動の趣旨に賛同する地方自治体が議会の議決をもって宣言するもの。本市は全国に先駆けて、1950（昭和25）年10月に宣言。

<sup>※</sup> 綾部市市民憲章：丹波の美しい山河と豊かな伝統を持つふるさとを誇りとして、郷土愛に燃え、自然と人間が真に調和する新しい田園都市の実現を目指して1974（昭和49）年11月制定。

<sup>※</sup> 人権教育のための国連10年綾部市行動計画：「人権教育のための国連10年」の取組に対応する計画として、2000（平成12）年12月、人権教育・啓発推進に係る基本的指針となる計画を策定。この計画に基づき、市長を本部長とする「人権教育のための国連10年綾部市推進本部」を設置し、関係部局が連携を図りながらさまざまな施策を積極的に取り組んできた。

<sup>※</sup> 人権福祉センター：本市においては、2002（平成14）年4月から隣保館を人権福祉センターと改称し、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として各種事業を総合的に実施している。綾部会館、物部会館、栗文化センターの3館がある。

をはじめ、さまざまな人権問題の理解と認識を深めるための人権講座や研修会を公民館活動とも連携し実施してきました。

人権教育・啓発を担う人材育成については、人権を尊重するという意識を持って施策や業務の推進にあたるよう、人権問題と深いかかわりを持つ職業従事者や企業、団体職員、社会教育関係者等を対象とした研修を実施してきました。

人権擁護においては、人権侵害を受けた場合の相談窓口として、京都地方法務局や人権擁護委員と連携した各種人権相談を開設するとともに、生命の大切さや人権擁護の重要性等を周知するため、人権の花運動の実施や街頭啓発活動への参加など積極的な取組を展開してきました。

また、直近の人権問題の解決に向けた取組として、「障害者差別解消法」の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、市職員が適切に対応するために必要な事項を定めた「綾部市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」を定めるほか、2018（平成30）年には、誰もが障害の有無にかかわらず、手話やその他さまざまなコミュニケーション手段を活用することにより、お互いが尊重し合い、つながり合える共生社会を実現するため、「綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例<sup>※</sup>」を施行しました。

さらに、特定の民族や国籍の人々等を地域社会から排除しようとする差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的関心を集める中、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨や責務を踏まえ、市の公の施設等でヘイトスピーチが行われることを防止するため、「綾部市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン<sup>※</sup>」を策定し、2019（令和元）年10月から施行しています。



<sup>※</sup> 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例：誰もが障害の有無にかかわらず、手話やその他さまざまなコミュニケーション手段を活用することにより、お互いに尊重し合い、つながり合える共生社会を実現するために、2018（平成30）年に施行された条例。

<sup>※</sup> 綾部市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン：本市の公の施設等において、「ヘイトスピーチ解消法」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることを防止するため、施設の使用申請が行われた場合等に、市の公の施設等を管理する者が、各施設の設置及びその管理に関する条例等に基づく使用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として策定したもの。

## 第2節 計画の性格と位置付け

### 1 計画の法的根拠

本計画は、人権教育・啓発推進法第5条の規定を踏まえ、本市における人権教育及び人権啓発に関する施策を行うため、必要な事項を定めるものです。

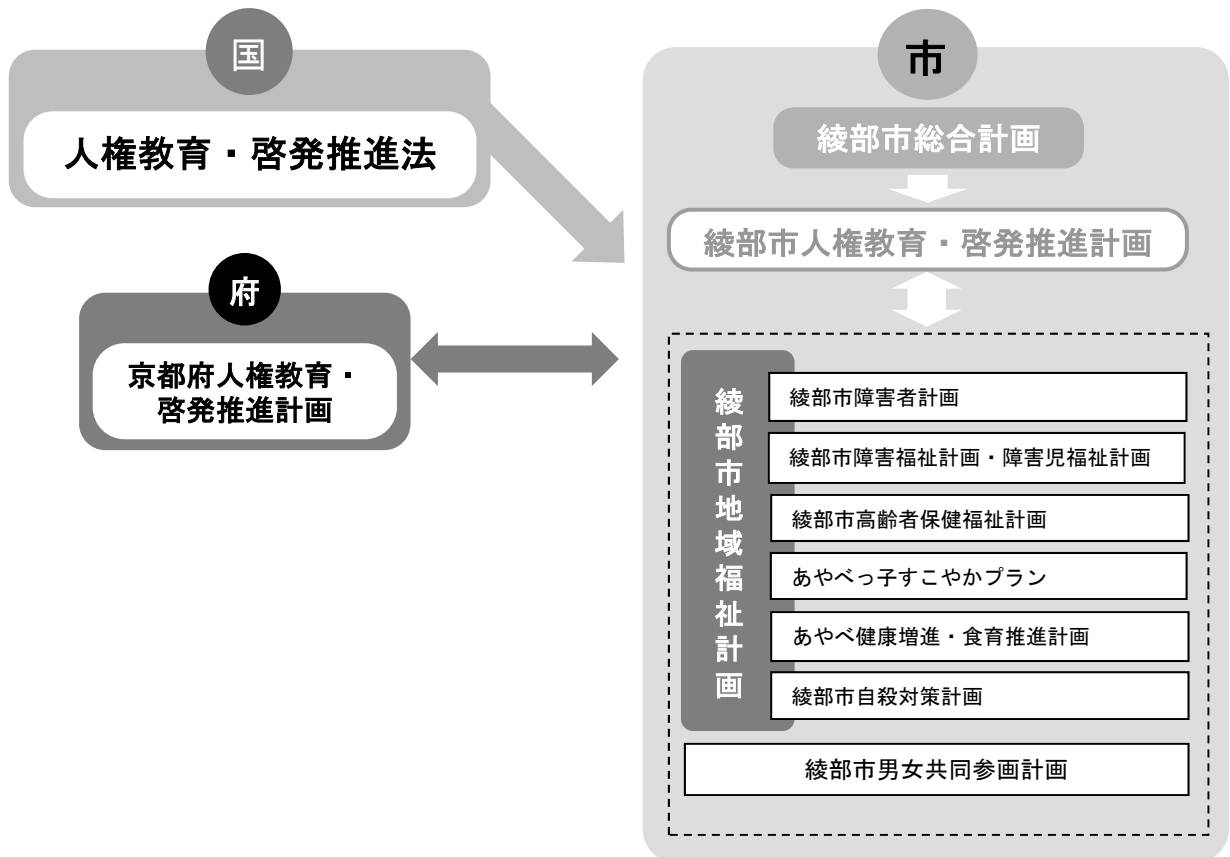
【人権教育・啓発推進法から抜粋】  
(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 2 計画の位置付け

本計画は、「綾部市総合計画」を上位計画として、本市における人権教育・啓発推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性等を示すものです。

なお、課題別施策の推進にあたっては、「綾部市男女共同参画計画<sup>\*</sup>」や「綾部市障害者計画<sup>\*</sup>」など各種課題別分野の計画と合わせて実施するものです。



<sup>\*</sup> 綾部市男女共同参画計画：男女がよきパートナーとしてあらゆる分野で共同参画する実質的な男女平等社会の実現を目指し、男女共同参画政策を総合的に推進していくための計画。

<sup>\*</sup> 綾部市障害者計画：障害のある人等の住みよいまちづくりの推進を目指して、障害のある人等のための施策に関する基本方針を示した計画であり、障害のある人の自立と社会参加を促進するための指針。3年ごとに見直しを行う。

### 3 計画の名称

---

#### ■計画の名称

第3次綾部市人権教育・啓発推進計画

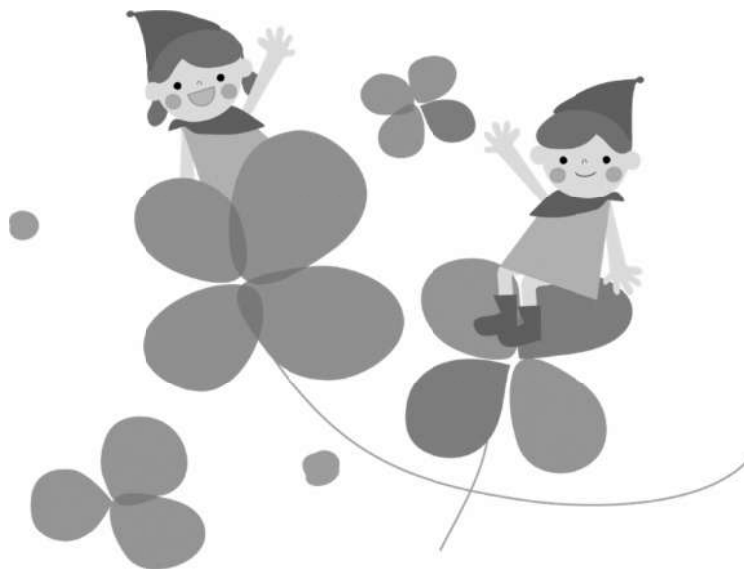
#### ■計画の愛称

「人権かがやきプラン」

### 第3節 計画の期間

本計画は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間で計画の期間として推進します。

なお、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じ計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念

第2次計画では、「誰もが安心して心豊かに暮らしていける 真に 人権が尊重される まちづくりの推進」を基本理念に、人権に関するさまざまな施策を推進してきました。

本市の人権施策の継続性の観点から、本計画においても基本理念を継承するとともに、国際化・情報化の進展など社会経済情勢の変化に対応する必要があります。市民が「綾部に住んでよかった」と思える、人権が尊重される心豊かな社会の実現に向けて、国及び京都府、企業等あらゆる関係機関や市民、市民団体とも連携して人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に進めます。

#### 【計画の基本理念】

**誰もが安心して心豊かに暮らしていける  
真に 人権が尊重される まちづくりの推進**

### 第2節 計画の方向

基本理念のもと計画の推進を図るにあたり、第2次計画で設定した次の5つの基本方向を継承して取り組みます。

#### (1) 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

多様性や違いを認め合い、障害の有無、年齢、性別、性的指向・性自認、出身、国籍等によって排除されることなく、誰もが社会の一員として尊重され、誰にとっても暮らしやすく、また、訪れやすい、安全、安心な共生社会の実現を目指す取組を推進します。

#### (2) 市民が主体的に取り組む人権教育・啓発

人権が尊重される社会を築くためには、市民一人ひとりが人権に関する正しい知識を習得し、身近な人権問題の解決に向けて行動することが大切です。このため、市民や市民団体等と連携を図りながら、自主的、主体的に行う学習や啓発活動を支援します。

#### (3) 一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重し、一人ひとりが持っている人権を「侵さず、侵されず」という認識のもと、お互いの個性や価値観の違いを認め合う社会です。

このような社会を実現するために、生命の尊さや大切さ、自分がかげがえのない存在

であると同時に、他人であってもかけがえのない存在であることを実感できる取組など一人ひとりを大切にしたい取組を推進します。

#### (4) 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発は、「人権教育・啓発推進法」で述べられているように、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。市民一人ひとりが生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組を推進します。

#### (5) 身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題として捉えるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

私たちが日常生活で当然として受け入れてきた日本特有の風習や世間体、地域における慣習や意識、行動等の身近な問題についても、人権尊重の視点から見直すとともに、地域や職場等において身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度を身に付けることができるよう取組を推進します。



## 第3章 人権教育・啓発の推進を図る施策の推進

### 第1節 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

本市では、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、誰もが安心していきいきと暮らしていける「共生社会」を実現するための施策を推進するため、同和問題（部落差別）をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向け、人権教育や啓発に取り組んできました。

市民調査の結果では、人権問題についての理解や認識を深めるために役立つことは、「小・中学校など学校での人権教育」（62.2%）が最も高く、次いで「公民館等で行われる研修会、講演会等」（43.2%）であり、以下「市や教育委員会が実施する研修会、講演会、人権啓発フェスティバル等」（39.0%）、「実態を見たり、当事者の話を聞いたりする」（34.6%）、「職場や職種・業界団体による研修会、講演会等」（33.4%）等が上位となっています。

人権問題について、理解や認識を深めるため、学校や職場、地域等での人権に関する学習の機会を充実させ、人権意識の高揚を図ることが重要と考えます。

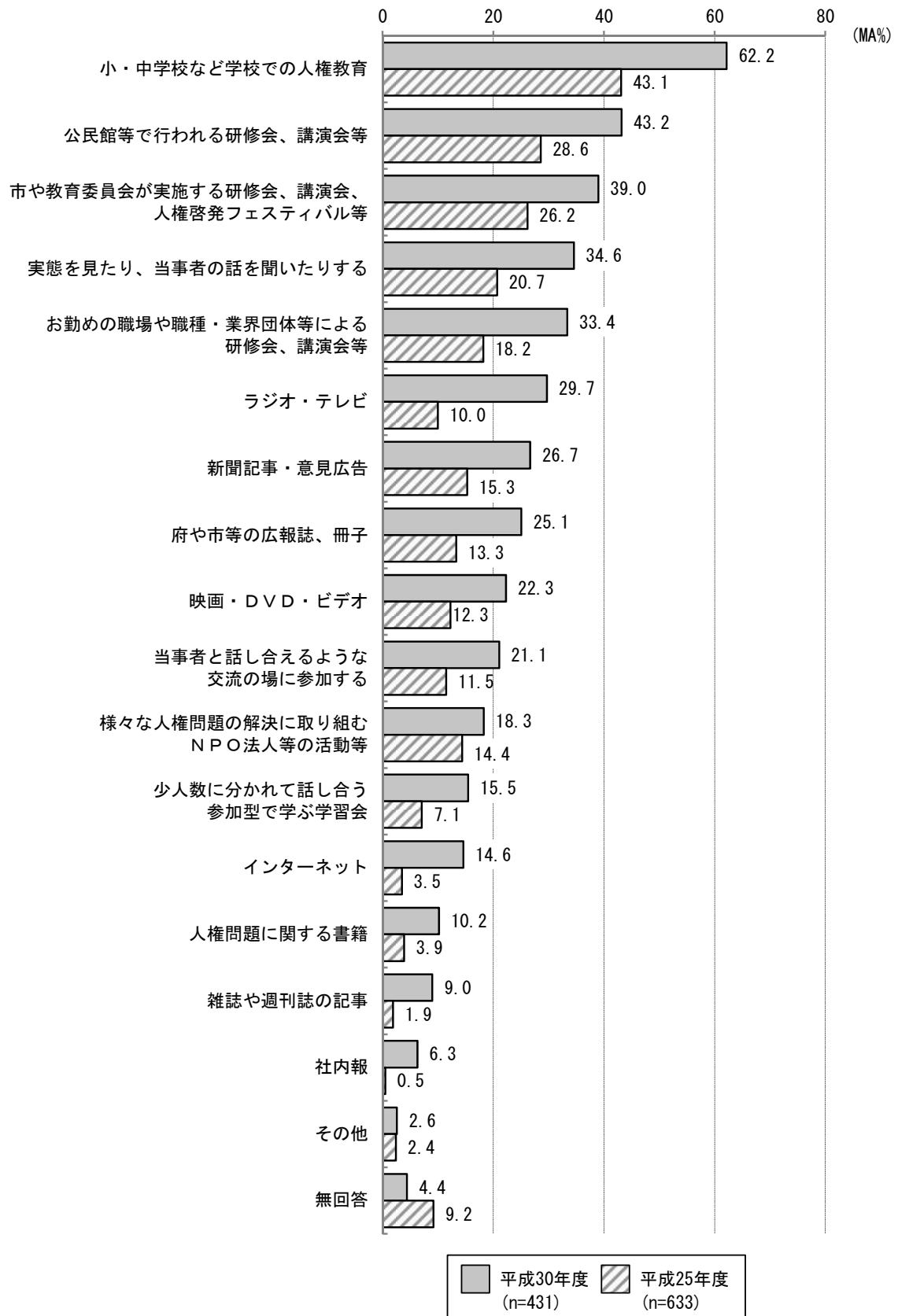
人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現には、子どもから大人まであらゆる年齢層に対する人権教育・啓発を引き続き行うことが重要であり、その推進には、市民一人ひとりの実践が大きな力となります。

そのためには、人権教育・啓発の取組を家庭や学校、職場、地域等、あらゆる場において推進する必要があります。

なお、人権教育・啓発は、人々の在り方に密接にかかわる問題であることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん実施の方向についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。



■人権問題について理解や認識を深めるためには、どのようなものが役立つと思いますか。  
 (平成25年度は3つまで○)



資料) 綾部市:「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査(2018(平成30)年度)

## 1 就学前・学校における推進

### 現状と課題

就学前における教育・保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場です。そのために、就学前における発達の特徴を踏まえ、身近な自然や動植物に親しむことにより生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の感性の基礎が育まれるよう努めています。また、乳幼児のころから集団の中で基本的な生活ルールを身に付けながら自律心を育み、同時に人に対する愛情と信頼感、相手を尊重する心を養っていく教育や保育を行うとともに、乳幼児の望ましい成長を促すため、保育所・幼稚園・認定こども園<sup>※</sup>等の教育・保育施設や家庭、地域が相互の連携強化を図っています。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい人権教育の充実を図っています。また、同和教育の中で積み重ねてきた成果や手法への評価を踏まえ、家庭、地域、小・中学校間の連携を深めるとともに、児童生徒の実態を的確に把握し、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

2016（平成28）年に改定された京都府教育委員会の「京都府教育振興プラン<sup>※</sup>～つながり、創る、京の知恵～」や2018（平成30）年に策定した「第2次綾部市教育大綱<sup>※</sup>」の方針に基づき、「生きる力」を育むという観点から、人権教育を児童生徒の発達段階に応じてあらゆる教育活動に位置付けるとともに、自然や地域での体験学習、高齢者や障害のある人等との交流を積極的に推進するなど家庭や地域と連携した教育を進める必要があります。

### 施策の方向

#### ア 発達段階に応じた人権教育の推進

- ① 乳幼児期においては、生活体験、心身の発達の過程等を考慮し、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にすることを育むことができるよう、園生活を通じて人権尊重の精神の芽生えを育むような教育・保育に努めるため、引き続き、各種人権研修への参加による保育の質の向上、園内における職員研修の実施を各園に推奨します。
- ② 義務教育においては、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう、人権問題を自分事としてとらえ、被差別者の思いに立って主体的に解決しようとする実践的な態度の育成に向け、あらゆる教育活動の場で一人ひとりを大切にしたい教育を進めます。

<sup>※</sup> 認定こども園：就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）と、地域における子育て支援を行う機能（子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う機能）を備える施設。

<sup>※</sup> 京都府教育振興プラン：京都府教育委員会において、2011（平成23）年に今後10年間を見通して策定された教育の振興に関する基本計画。その後の5年間の社会状況や教育環境の変化を踏まえて、2016（平成28）年に改定版を策定。

<sup>※</sup> 第2次綾部市教育大綱：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第1条の3に規定されているものであり、綾部市の教育を推進するための基本指針となるもの。期間は、2018（平成30）年度～2021（令和3）年度の4年間。

## イ 指導内容、方法等の充実

- ① 子どもたちがより自分事として人権問題をとらえられるよう、発達段階に応じた教材の工夫や開発、研究に努めます。また、小中一貫教育\*における系統的な指導に努めます。
- ② さまざまな課題を抱える子どもに質の高い学力を育成するため、家庭との連携を図り、一人ひとりの課題に応じた指導を進めるとともに、小中一貫教育における学習支援に努めます。また、キャリア教育の充実を図り、将来の姿を展望させつつ、希望進路の実現につなげます。
- ③ スマートフォンやSNS\*等の利用によるトラブルの防止や犯罪から児童生徒を守るため、家庭や関係機関と連携した指導等、未然防止のための情報モラル教育を推進します。

## ウ 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭、地域、児童館など子育て支援施設との連携

- ① 核家族化や少子化に伴い孤立しやすい保護者に対して、市内に3か所ある子育て支援センター\*を中心に、地域の子育て支援団体等と連携して、子育て等の情報発信や保護者同士をつなぐ子育て支援、また「ファミリー・サポート・センター事業\*」における「まかせて会員」により子育ての応援・支援を行うことにより、社会性や豊かな人間性を育みます。
- ② 高齢者や障害に対する正しい理解を深め、子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むため、高齢者や障害のある人との交流活動の一層の充実を図ります。

## 2 家庭における推進

### 現状と課題

家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、豊かな感性や情操を育み、思いやりや生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む場であるとともに、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で極めて重要な役割を担っています。

しかしながら、近年、少子高齢化の進展や核家族化、就労形態の変化等を背景に、育児不安やしつけに対する自信の喪失、地域とのつながりの希薄化等、家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭の教育力の低下が指摘されています。

\* 小中一貫教育：小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育方式のこと。

\* SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サイトのサービスのこと。

\* 子育て支援センター：就学前児童とその保護者及び妊婦を対象にその心身の健康保持増進のために、保育所に専用の場所と職員を配置し、子育て相談・指導及び保護者同士の交流事業や情報交換の場を提供する。

\* ファミリー・サポート・センター事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

また、介護や支援を必要とする高齢者や障害のある人に対する虐待、DV\*問題、ひきこもり、子どもであっても介護の責任を担わされているヤングケアラー\*の問題等、家庭にはさまざまな人権にかかわる問題が内在しています。

家庭内で生じるこれらの問題は、外部から見えにくいため、被害を受けている子どもや女性、高齢者、障害のある人等が声を上げやすい相談・支援体制を充実させるほか、差別をしない、偏見を持たない、暴力を振るわないといった人権を大切にする生き方・態度を日常生活の中で示すなど、人権感覚が育まれるために各家庭内で行う人権教育の支援が必要です。

## 施策の方向

### ア 家庭における人権教育の推進

- ① 家庭において人権を大切にする心や態度を育むことができるよう、保護者アンケートの分析結果等を活用し、感性に訴える啓発ツールを作成するなど、家庭での人権教育に必要な情報の提供に努めます。
- ② 地域や学校等さまざまな場を通じて、学習したことが家庭において実践化されにくい傾向があり、日常生活において、一人ひとりを尊重する態度や行動に現れるよう人権感覚を培います。

### イ 子育て支援やPTA等と連携した学習機会の充実

家庭が子どもの成長にとって重要であることを踏まえ、家庭の教育力を向上するための支援体制を充実させるとともに、各校・園での子育て講座や各校ブロックでのPTA人権研修会等の学習の機会を充実します。

### ウ 家庭同士をゆるやかにつなぐネットワークの構築への支援

家庭同士をゆるやかにつなぐネットワークを構築するために、民生委員・児童委員や子育てサークル、市民団体の活動を支援します。

### エ 相談体制の充実

- ① 家庭内における暴力や虐待等の人権侵害の発生を未然に防止するために、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、問題の早期発見や相談・援助活動の充実に努めます。
- ② 母子保健と連携し、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで児童虐待の防止等を図るため、地域のサービスと有機的につないでいくソーシャルワーク\*を中心とした機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

\* DV(ドメスティック・バイオレンス)：配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、社会的暴力(交友の制限等)も含まれる。

\* ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている、18歳未満の子どものこと。

\* ソーシャルワーク：社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動。

### 3 地域社会における推進

#### 現状と課題

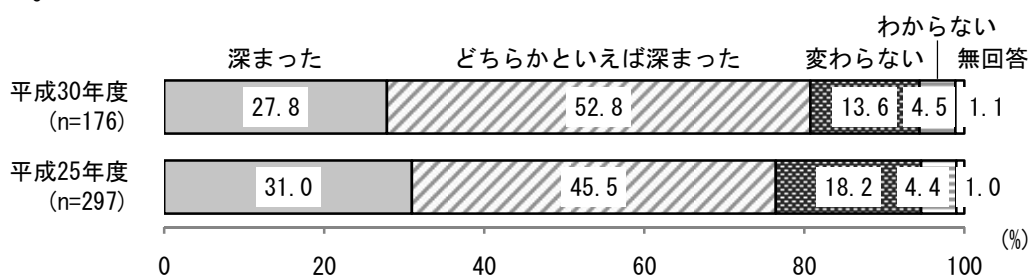
地域は、市民が日常の学習活動や地域活動等を通じて、さまざまな人権問題について理解を深め、実践する場です。特に子どもたちにとっては、思いやりの心や自律心を育み、社会性等を体得できる場として重要な役割を担っています。

本市では、ライフステージの各時期に応じて、人権に関する学習ができるよう、人権講演会や研修会等の開催や人権福祉センターでの交流事業、人権啓発、学習教材の整備・充実など人権に関する多様な学習機会の提供、指導者の養成に努めています。また、公民館や市民団体等と連携を図りながら、地域教育推進員<sup>\*</sup>など人権教育を推進していく指導者の養成と資質の向上に努め、各地区公民館での人権研修や各地域での公民館分館研修等を中心に学習機会を提供しています。

市民調査の結果では、「人権啓発に関する研修等に参加して、人権や人権問題に対する理解が深まったか」との問いに対して、約8割の人が「深まった」「どちらかといえば深まった」と回答し、人権意識の高揚を図る方法のひとつとして、研修は一定の効果があり、繰り返し参加を促進することが重要です。また、「人権問題について理解や認識を深めるためには、どのようなものが役立つのか」の問いに対して、「小・中学校など学校での人権教育」(62.2%)や「公民館等で行われる研修会、講演会等」(43.2%)、「市や教育委員会が実施する研修会、講演会等」(39.0%)が上位となるなど、学校や公民館等が開催する人権学習等の重要性が明らかとなり、引き続き学習の機会や指導者の養成に努めるとともに、関係機関等と連携し、啓発の推進を図ることが求められます。

人権感覚は、地域における日常の付き合いの中で育まれていく要素もあり、地域実践活動の場や機会の提供をはじめ、教育及び啓発リーダーの育成、年齢や国籍等が多様な人々との交流の促進等により、地域の教育力を高め、市民の主体的な学習及び啓発活動が活発に展開される仕組みづくりが必要です。

#### ■人権啓発に関する研修等に参加して、人権や人権問題に対する理解・認識は深まりましたか。



資料) 綾部市:「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査(2018(平成30)年度)

<sup>\*</sup> 地域教育推進員: 人権を守り、差別のない明るいまちづくりを目指し、市民の自発的、自主的学習活動を推進するため、公民館長の推薦により綾部市教育委員会が委嘱した推進員。

## 施策の方向

### ア 地域社会における人権教育・啓発の推進

- ① 地域社会において、同和問題（部落差別）をはじめとするさまざまな人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域づくりを推進するため、各公民館や人権福祉センター等との連携を強化し、人権啓発を推進します。
- ② 市民が参加しやすい、市民ニーズに応じた講演会の開催や人権に関する講座等を実施します。

### イ 人材育成の推進

- ① 地域教育推進員研修会の実施に際しては、啓発DVDを活用するなど、研修内容や方法について工夫、改善を図り、地域社会において人権教育を推進していける指導者の育成に努めます。
- ② 各地区公民館や人権福祉センター、園・学校、家庭等との連携を密にして、あらゆる差別を許さず見逃さない豊かな人権感覚をもった人材の育成に努めます。

### ウ 学習内容の充実

人権学習講座や高齢者学級における人権講座の内容を充実します。また、各公民館の人権研修会を充実するとともに、分館研修を実施します。

## 4 企業・職場等における推進

### 現状と課題

多様な人々により構成される企業においては、不公正な採用や男女間の賃金格差、配置や昇進の格差、さらにセクシュアル・ハラスメント<sup>※</sup>、パワー・ハラスメント<sup>※</sup>等、性別や出身地、国籍、年齢、障害の有無等による職場内での人権侵害や、女性や障害のある人が能力を十分に発揮することができないといった職場環境も依然として存在しており、人権問題の解決を図るための取組が求められます。

各企業においては、少子高齢化、経済のグローバル化、高度情報化、地球環境保護など、社会・経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任（CSR）<sup>※</sup>を自覚し、企業倫理を確立することが必要であることから、その確立に大きな役割を果たす人材の育成や企業活動の実施に伴い取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理等人権への配慮が必要です。

<sup>※</sup> セクシュアル・ハラスメント：雇用の場等で起こる性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動。

<sup>※</sup> パワー・ハラスメント：職場において、職権等の力関係を利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的な苦痛を与えることにより、その人の働く環境を悪化させたり、雇用不安を与える行為。

<sup>※</sup> 社会的責任（CSR）：企業活動において、社会的公正や環境等への配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会等の利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方のことをいう。

本市においても、同和問題（部落差別）をはじめとするさまざまな人権問題の解決を目指し、綾部商工会議所や綾部市人権教育推進連絡協議会・事業所部会による人権研修等を行うほか、綾部工業団地振興センターでの研修会や広報啓発活動の実施等、人権意識の高揚を図るための取組を進めています。

今後とも、働きやすい職場環境をはじめ、人権を尊重しあえる職場づくりや人権尊重の視点に根ざした事業活動を進めるために、積極的に従業員の研修等に努める必要があります。

## 施策の方向

### ア 企業・職場等における教育・啓発の推進

企業・職場等においては、綾部市人権教育推進連絡協議会・事業所部会の会員事業所が抱える問題を取り入れ、企業・職場等において主体的な人権問題への取組を推進し、実践につながる人権教育・啓発に努めます。

### イ 企業・職場等の研修に対する支援

企業・職場等の研修の促進を図るため、人権啓発DVD等の学習教材や啓発資料の提供、人権研修の講師の紹介等の支援を行い、企業・職場等の研修の促進を図ります。

### ウ 公正な採用選考及び雇用の促進

- ① すべての人々の就職の機会均等を保障するため、関係機関で構成する綾部市雇用促進連絡会議と連携し、公正な採用選考促進に向けた啓発を行います。
- ② 「労働基準法<sup>※</sup>」や「男女雇用機会均等法<sup>※</sup>」、「高年齢者雇用安定法<sup>※</sup>」、「障害者雇用促進法<sup>※</sup>」などの法制度の周知を図り、雇用の促進に努めます。

<sup>※</sup> 労働基準法：憲法第27条第2（勤労条件の基準）の「賃金、就業時間、休憩その他の勤労条件は法律でこれを定める」という規定に基づいており、労働条件に関する基本法規であり、労働者が人たるに値する生活を営めることを目的として必要な労働条件の最低基準を定めた法律。

<sup>※</sup> 男女雇用機会均等法：正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇等の面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

<sup>※</sup> 高年齢者雇用安定法：正式名称は「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」。継続雇用制度による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者の再就職の促進、高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、高年齢者の職業安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする法律。65歳までの雇用の確保、多様な形態による雇用・就業等に重点を置き、高年齢者等職業安定対策基本方針の策定、中高年齢失業者等求職手帳の発給、高年齢者雇用確保措置、シルバー人材センターの設置等について定めている。

<sup>※</sup> 障害者雇用促進法：正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、障害のある人を一定の割合雇用するように義務付けるなど、障害のある人の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。

## エ 職場におけるハラスメント防止に向けた支援

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法<sup>\*</sup>」、「労働施策総合推進法<sup>\*</sup>」で定められているハラスメント防止のための措置義務の内容について事業主に周知し、啓発に努めます。



<sup>\*</sup> **育児・介護休業法**: 正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。2009（平成21）年7月に改正され、①子育て中の短時間勤務制度及び所定時間労働（残業）の免除の義務化②子の看護休暇制度③父親の育児休業の取得促進④介護休暇の新設等が主な改正点となっている。

<sup>\*</sup> **労働施策総合推進法**: 正式名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に係る法律」。2018（平成30）年6月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（同年7月公布）において、働き方改革の総合的かつ継続的な推進を図るため、それまでの「雇用対策法」を改正して制定された法律。2019（令和元）年5月の改正では、パワー・ハラスメントの内容が初めて明文化され、事業者にはパワー・ハラスメント防止措置を義務付けるパワー・ハラスメント防止対策の法制化がなされた。



## 第2節 人権問題と深いかかわりを持つ職業従事者等に対する研修等の推進

市職員、教職員・社会教育関係者、医療関係者、保健福祉関係者、消防関係者、マスメディア関係者等、人権問題と深いかかわりを持つ職業従事者は、市民一人ひとりの人権擁護に大きな影響力を持つ立場にあり、その職務の遂行に当たっては常に人権意識を持って臨むことが求められます。

そのためには、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けるとともに、人権尊重の視点に立って適切な対応ができるよう、人権教育・啓発に関する研修等を行うことが必要です。

### 1 市職員

#### 現状と課題

市職員は、全体の奉仕者としての責務を自覚し、人権尊重のまちづくりを推進するために市民の先頭に立って、職務を遂行することが求められています。そのためには、職員一人ひとりが人権に関する知識や問題解決に向けた態度やスキルを身に付けるよう「綾部市職員研修計画」に基づき、職員人権研修を行っています。

また、人権侵害事象が発生した場合においては、「人権問題に関する綾部市職員対応マニュアル」に基づき、適切な対応を行っています。

さらには、職員の自主的な研修として、市や教育委員会が開催する研修会や公民館等地域で開催される人権学習に参加するなど、人権意識の高揚に努めています。

人権に関するさまざまな課題解決に向けて取組を進めるとともに、人権侵害事象が発生した場合には、その解決に向けて真摯に対応することが出来る人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることに努めています。

#### 施策の方向

「綾部市職員研修計画」に基づき、全職員対象の研修会や職場外での研修など人権研修の充実を図り、知的理解にとどまるのではなく、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、問題解決に向けた実践者となるための知識と行動力を持った職員の育成を図ります。

また、それぞれの担当業務において、人権感覚を持って職務が遂行できるよう資質の向上を図ります。

さらに、地域や学校、PTA等で行われる各種研修会に積極的に参加し、地域により一層深くかかわり、地域の人権教育・啓発のリーダーとして活動を行えるよう人権意識の高揚を図ります。

## 2 教職員・社会教育関係者等

---

### 現状と課題

教職員は、教育活動を通じて、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、子どもの発達段階に応じた人権教育を推進することが求められています。

そのためには、教職員の人権感覚・人権意識の高揚、人権教育に関する知識・技能の向上を図ることが不可欠です。こうしたことから、それぞれの幼稚園や認定こども園、小・中学校等の実態に応じた研修を基本としながら、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めています。

園においては、人権尊重の精神が芽生えるよう指導していくことが重要です。

学校においては、日々の学校生活の場で人権にかかわる問題が起こった場合、すべての教職員が見逃すことなく、適切に指導することが求められます。

社会教育関係者は、地域社会をはじめとする社会教育の場において、人権教育に関する学習を積極的に推進する役割を担う必要があります。そのため、公民館や綾部市人権教育推進連絡協議会等の人権にかかわる市民団体と連携して、地域教育推進員研修会やリーダー研修会等の指導者研修会を行い、人権教育を推進していく指導者の養成を図っています。

社会教育においては、学習したことが知識の理解にとどまり地域社会において実践化されにくい傾向があり、日常生活において態度や行動に結び付くような人権研修が求められています。

### 施策の方向

- ① 人権教育主任や児童生徒支援加配教員が園・学校の人権教育を点検するとともに、関係機関等と連携し、日常的な人権教育の取組を園・学校の文化として根付かせていきます。また、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、実践的な指導力を持った教職員の育成を図るため、園・学校の研修を充実します。
- ② 社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者として育成と資質の向上を図るため、研修等の一層の充実に努めます。

### 3 医療関係者

---

#### 現状と課題

医療関係者は、人々の生命や健康にかかわる業務に従事していることから、患者や家族のプライバシーに対する配慮やインフォームド・コンセント\*の徹底など人権意識に根ざした行動が求められており、病院等において、人権意識の高揚に向けた取組が行われています。

生命の大切さ、人間の尊厳を重んじるとともに、患者のプライバシーの配慮など患者の人権に対する深い理解と認識が求められることから、医療機関の各種委員会等において人権意識の高揚を図り、安全で質の高い医療提供に努めるとともに、患者への人権や権利擁護など、社会情勢に沿った新たな法制度に柔軟に対応するための教育・啓発に関する研修等の一層の充実が求められます。

#### 施策の方向

医療関係者は、患者やその家族と接する機会が多く、人としての尊厳と個人のプライバシーの尊重等、人権意識に立脚した判断力と行動力が求められています。患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームド・コンセントの徹底や各種委員会において患者のさまざまな権利の尊重や個人情報保護に努めるとともに、医療関係者に対する人権教育・啓発の支援に努めます。

### 4 保健福祉関係者

---

#### 現状と課題

保健福祉関係者は、人と人をつなぐサービスが基本です。女性や子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会が多い保健師や保育士、社会福祉施設職員、ケアマネジャー、ケースワーカー、民生委員・児童委員等は、市民にとって最も身近な相談相手であり、人間の尊厳に対する認識はもとより、プライバシーへの配慮という点においても高い人権意識を必要とします。そのため、保健福祉関係者に対して、関係機関と連携して研修会等を実施し、人権意識の高揚に努めています。

また、少子化や超高齢社会が進展する中、保健福祉関係者の役割はますます重要となっており、直接、子どもや高齢者、障害のある人やその家族と接し、相談に応じたりサービスを提供したりする保健福祉関係者は、プライバシーの尊重や人権に配慮した対応が求められ、そのための人権教育・啓発に関する研修等に取り組んでいく必要があります。

---

\* インフォームド・コンセント：医療事業者（特に医師）が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるように説明し、同意を得た上で治療すること。

## 施策の方向

保健福祉関係者が人権に対する正しい理解と認識のもとで業務を進めていくよう、関係機関と連携を図り、人権問題にかかわる研修の一層の充実に努めます。さらに、民間施設や介護・福祉サービス提供事業者に対しては、綾部市障害者地域自立支援協議会<sup>※</sup>や綾部市介護サービス事業者連絡会<sup>※</sup>、ケース会議等を利用し、高齢者、障害のある人等の権利擁護のための教育・啓発に努めます。

## 5 消防関係者

### 現状と課題

消防職員は、消防法で、「国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するほか、傷病者の搬送を適切に行い、社会公共の福祉の増進に資すること」を目的としていることから、消防、救急、救助等の現場活動の中で市民と接する機会が多く、市民生活と深く結び付いています。そのため、市職員を対象とした全職員人権研修をはじめ、京都府立消防学校及び他の研修機関において、市民に対する接遇や守秘義務など人権に配慮した対応が行えるよう、訓練や研修を通じて自己研さんに努めています。

また、消防団員は、消防団が構成団体として加入している綾部市人権教育推進連絡協議会が実施する人権研修への参加や消防団が自主的に勧める手話言語や多様なコミュニケーション手段の研修会、認知症サポーター養成講座等による人権意識の高揚を図るとともに、地域社会とのかかわりを大切に、住民から信頼される消防団を目指しています。

近年、各地で大規模災害が頻発し、被災者の中でも特に災害弱者への配慮が課題として取り上げられています。さまざまな人権が尊重されるよう消防関係者の一層の人権教育・啓発が求められています。

### 施策の方向

消防職員及び消防団員は、市民生活と密接に関わる業務であり、災害現場において十分に人権尊重を考慮した活動が求められることから、引き続き人権講演会や人権研修会等への参加を促し人権啓発活動への取組に努めます。

<sup>※</sup> 綾部市障害者地域自立支援協議会：障害のある人の相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉のシステムづくりに関する協議を行うための場として設置。

<sup>※</sup> 綾部市介護サービス事業者連絡会：綾部市内で介護サービスを提供する事業者で構成され、人権に関する理解を深めるとともに、サービスの質の向上に必要な情報交換・調整等を行うことを目的に事業を実施している。

## 6 マスメディア関係者

---

### 現状と課題

新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアは、人権教育・啓発の媒体として大きな役割を果たしている一方で、その情報は、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っています。そのため、マスメディア関係者は常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うことが求められています。

### 施策の方向

常に人権に配慮した適正な取材活動や報道が行われるようマスメディア関係者と連携を図ります。また、人権に関する情報共有を行うとともに、市民による人権教育・啓発のための自主的な取組等の情報提供を行います。



## 第3節 課題別施策の推進

課題別施策の推進では、同和問題（部落差別）や女性、子ども、高齢者、障害のある人等それぞれの人権問題について、その実態や原因を正しく把握し、理解することで、あらゆる場や機会を通じて解決に向けた展望を持ち総合的に取り組むことが必要です。

また、それぞれの人権問題にかかわって、市民一人ひとりがおかれている教育や就労、福祉の課題解決に向けた取組も重要となります。

さらに、これらの人権問題は単独で存在するだけでなく、実際には複数の人権問題が複合的に重なる複合差別<sup>※</sup>により、重層化、複雑化している場合があることも考慮に入れると同時に、これまでの取組の現状も踏まえ、総合的かつ効果的に取組を進めることが求められます。

引き続き、取組については、保育所や幼稚園、認定こども園、学校、市民団体、公民館、企業等との協働を含め連携して進めるとともに、人権侵害による被害者の保護、救済については、関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

### 1 同和問題（部落差別）

---

#### これまでの取組

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」及び1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」施行以後、33年にわたり実施されてきた同和対策事業は、2002（平成14）年3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効をもって終了しました。その後、特別対策は一般施策へ移行し、残された課題については、現行制度を的確に運用しながら問題解決を図ってきました。

しかしながら、匿名性と拡散性を利用したインターネット上での差別書き込みや企業等に対して不当な要求や不法な行為を行う、いわゆる「えせ同和行為」等の事案も依然として起こっており、同和問題（部落差別）の解決を阻む要因になっています。

このような背景から、2016（平成28）年12月には「部落差別解消法」が施行され、この法律では「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要である」と規定しました。

本市においても、一般施策に移行後、人権尊重社会の実現を目指し、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めるとともに、同和問題（部落差別）を人権にかかわる重要課題の

---

<sup>※</sup> 複合差別：いくつかの差別が結びついて起きる差別のことをいう。少数民族の女性が同じ民族の男性から性差別を受ける例や障害のある女性への性差別等、複合的に差別が生じている場合がある。片方の差別だけに着目すると他の差別が見えにくくなり、解決がしにくくなる。

一つとして取り上げ、総合的な人権施策推進の一環として、同和問題（部落差別）の早期解決を目指した取組を展開してきました。

## 現状と課題

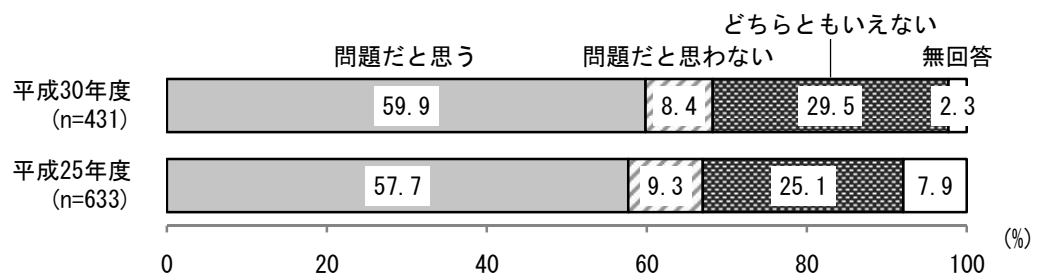
本市では、同和問題（部落差別）は、基本的人権にかかわる重要課題であるとの認識のもと、同和問題（部落差別）の早期解決に向け、地域の課題やニーズを的確に把握し、差別意識や偏見を解消するための教育・啓発及び人権福祉センターでの交流事業や相談事業、同和問題（部落差別）をテーマとした人権講演会を実施するなど、同和地区内外の交流を通じて、市民相互の理解と信頼を深めていく取組を進めてきました。

しかしながら、市民調査の結果では、「校区内に同和地区があることで住宅購入を取りやめた」の問いに、「問題だと思う」の回答が59.9%に対し、「問題だと思わない」「どちらともいえない」の回答が37.9%で、同和地区に対する偏見や忌避意識がいまだに残っていることを示しています。

今後、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）の解決を自らの課題として受け止め、家庭、学校、地域等、あらゆる場において、人権に対する正しい理解や関心が高まるよう、より一層の教育・啓発の推進を図るとともに、介護、就労、福祉の生活実態上の課題への現行制度的な運用や、人権福祉センターを中心とした相談体制の充実に努める必要があります。

部落差別解消法が「現在もなお部落差別が存在する」と明記したように、同和問題（部落差別）は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の課題であることを再認識し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる「共生社会」を築くため市民一人ひとりが同和問題（部落差別）の正しい理解と認識を深められるよう、より一層の効果的な研修等を進める必要があります。

### ■校区内に同和地区があるので住宅購入を取りやめた。



資料) 綾部市：「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査（2018(平成30)年度）

## 施策の方向

### ア 同和問題（部落差別）における差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

- ① 「部落差別解消法」の理念を踏まえ、人権福祉センターと各関係機関との連携強化や人権を考えるセミナーを中心とした研修の充実等を図ることにより、同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を深め、差別意識や偏見など心理的差別<sup>\*</sup>を解消するよう、効果的な人権教育・啓発の取組を推進します。
- ② 園・学校、公民館、市民団体、関係団体、企業等と連携を図りながら、地域教育推進員研修や公民館幹部研修会、綾部市人権教育推進連絡協議会リーダー研修会の充実を図り、人材育成をはじめ、団体間の交流を深める取組を推進します。
- ③ 人権福祉センターでは、「人権と福祉の拠点施設」として、周辺地域を含めた地域社会の中で、市民相互の理解と認識を深めるための交流事業や生活上の相談事業、高齢者や障害のある人の支援等課題解決に向けた取組を引き続き進めます。

### イ 人権侵害に対する人権擁護への対応

同和地区の問い合わせや差別落書き、インターネットを利用した人権を侵害する差別事象については、京都地方法務局や京都府、関係機関等と連携し削除要請を行うなど適切な対応を行うとともに、関係者に対し、同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めます。

#### ■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2018(平成 30)年度	2024(令和 6)年度
人権福祉センター各種事業の参加者数	4,284 人	4,500 人

<sup>\*</sup> 心理的差別：侮辱や交際の拒絶など、言語や行為を通して表れる、人々の観念や意識のうちに潜在する差別。



## 2 女性の人権問題

### これまでの取組

国際社会では、1967（昭和42）年の「女子差別撤廃宣言」採択を経て、1975（昭和50）年を「国際婦人年<sup>※</sup>」と定め、これに続く1976（昭和51）年から1985（昭和60）年までの10年間を「国連婦人の10年<sup>※</sup>」として位置付け、女性の地位向上のためさまざまな運動に取り組みました。

国内においても、1977（昭和52）年に「国内行動計画」の策定、1985（昭和60）年に「女子差別撤廃条約」を批准するとともに、1986（昭和61）年に「男女雇用機会均等法」が施行されるなど、各種法律や制度の整備が図られました。さらに、1999（平成11）年には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」が施行され、あらゆる分野において男女が共に責任を担う体制づくりが進められました。

また、DVや職場でのセクシュアル・ハラスメント等も重要な人権問題であるとの認識が深まる中で、2000（平成12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）<sup>※</sup>」や2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が施行され、被害者保護の対策が強化されました。

なお、「DV防止法」については、2007（平成19）年と2013（平成25）年との改正で、保護命令制度の拡充が加えられたほか、市町村の努力義務として基本計画の策定等が盛り込まれました。

2015（平成27）年に、女性が職場生活で個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備することを目的に「女性活躍推進法」が制定されました。また、同年12月に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」では、あらゆる分野において女性が活躍できる環境の整備を推進することとされています。

本市においては、性別を理由とする差別的な取扱いや性別役割分担意識<sup>※</sup>の解消を目指し、2006（平成18）年4月に施行した「綾部市男女共同参画条例<sup>※</sup>」に基づき、2011（平成23）年に「第3次綾部市男女共同参画計画（以下「あいプラン」という。）」を策定し、男女共同参画を推進するための施策に取り組むとともに、カウンセラーによる女性相談窓口の設置や京都府家庭支援総合センター<sup>※</sup>等との連携によりDV被害者の支援や保護等を行ってきました。

<sup>※</sup> 国際婦人年：女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。

<sup>※</sup> 国連婦人の10年：1975（昭和50）年の第30回国連総会において1976（昭和51）年～1985（昭和60）年を「国連婦人の10年-平等・発展・平和」とすることが宣言された。

<sup>※</sup> ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）：ストーカー行為について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする法律。2000（平成12）年11月施行。

<sup>※</sup> 性別役割分担意識：「男だから、女だから」「男は仕事、女は家庭」など、性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする固定的な意識のことをいう。

<sup>※</sup> 綾部市男女共同参画条例：男女が対等なパートナーとして、いきいきと活動できる男女共同参画のまちづくりを目指して、市、市民、事業者等が一体となって取り組むことを決意し、2006（平成18）年4月施行。

<sup>※</sup> 京都府家庭支援総合センター：京都児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を統合。家庭問題に関する総合的な相談機関。2010（平成22）年設立。

## 現状と課題

本市では、「綾部市男女共同参画条例」においては、基本的理念と市民、事業者、市の責務を明確にするとともに、条例の施行に合わせ「第2次あいプラン」を改訂し、市民や関係部署との連携、協働により男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、依然として、人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、固定的な性別役割分担意識が存在し、さまざまな場面において、男女共同参画社会の形成を阻害する要因になっています。

市民調査の結果では、71.4%の人が「女性の人権が尊重されている」と回答していますが、「妻は家事・育児に支障がないのなら働いてもいい」という考え方についてどう思うかとの問いでは、「問題がある」と回答した人は22.5%と低く、性別による役割分担意識が、いまだに残っていることを示しています。

また、女性は、就業の中断や非正規雇用の割合が高いことから、男女間の賃金格差が生じています。

顕在化している問題として、セクシュアル・ハラスメントやDV等の問題が挙げられますが、被害者の大半が女性です。このことは、男女の社会的地位や経済力の格差に加え、女性軽視の風潮が背景にあり、社会全体での対応が必要となっています。

本市では、フェミニストカウンセラー<sup>\*</sup>による女性相談を定期的を実施し、DVや性別による差別行為、人権侵害に関する被害の相談に対して、同性の立場から助言等を行っています。また、デートDV<sup>\*\*</sup>への認識を深めるために若年層に対しても啓発を行っています。

女性の職業生活における活躍推進については、「女性活躍推進法」に基づき、2015（平成27）年に策定した「綾部市特定事業主行動計画<sup>\*\*</sup>」において、管理職への女性職員登用率を20%以上とする目標を掲げており、2017（平成29）年度から毎年目標を達成しているところです。また、市内在勤、在住の働く女性を対象とした講座を2015（平成27）年度から実施し、交流を通じたネットワークづくりについても支援を行っています。

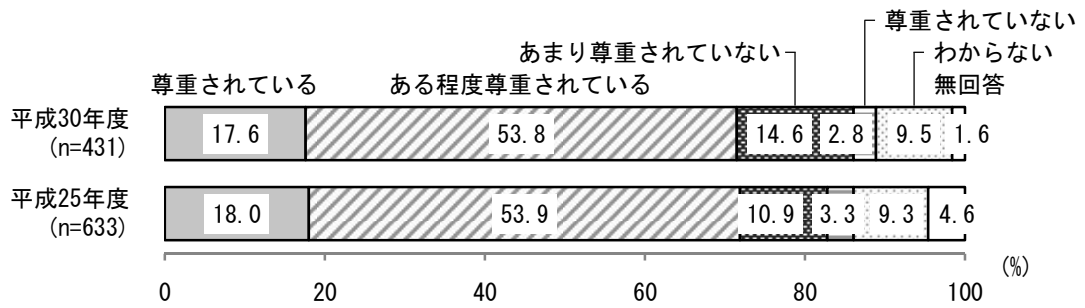
女性の社会参画においては、市の審議会等さまざまな決定の場への女性の参画状況は、あいプランの目標である男女ともに40%に対して、2018（平成30）年度時点では30%となっており、一歩ずつではありますが進んでいる状況にあります。

<sup>\*</sup> フェミニストカウンセラー：女性の心理的支援を中心に、女性の自立、DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力など女性の問題の専門家。

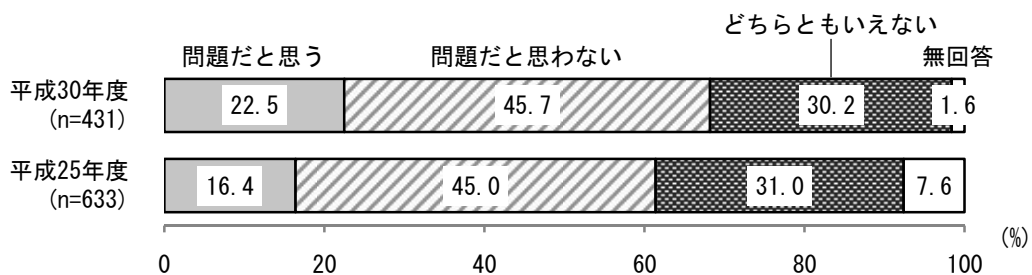
<sup>\*\*</sup> デートDV：恋愛関係にある男女の間で起こるさまざまな暴力のこと。

<sup>\*\*</sup> 綾部市特定事業主行動計画：女性活躍推進法第15条に基づき、綾部市役所の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合等目標値を示した計画。

■あなたは、女性の人権が尊重されていると思いますか。

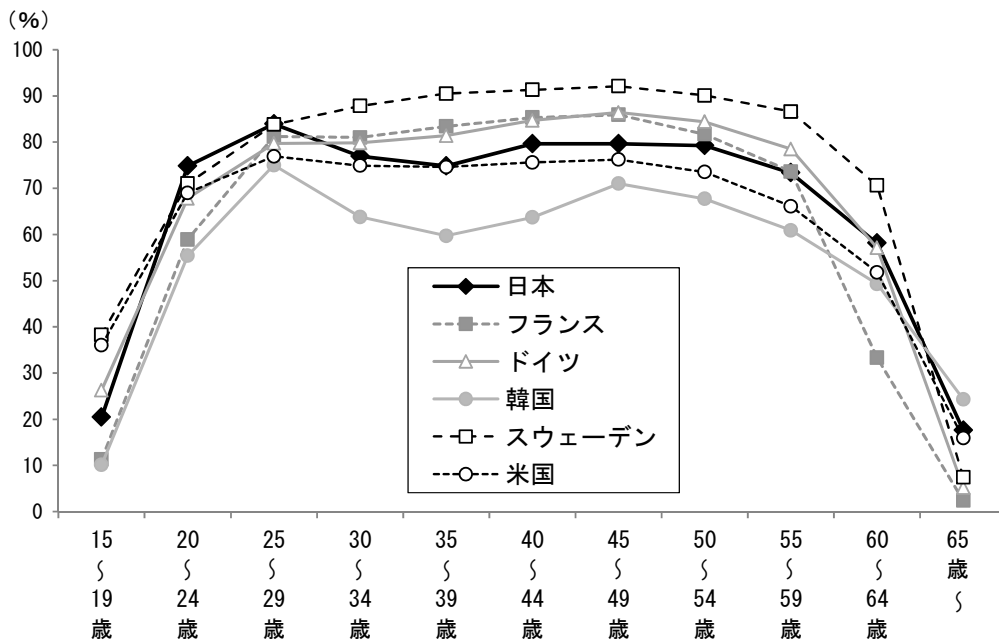


■夫は、妻が育児や家事に支障がないのなら働いてもいいと言った。



資料) 綾部市:「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査(2018(平成30)年度)

■主要国における女性の年齢階級別労働力率



資料) 男女共同参画白書 令和元年版

1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(2018(平成30)年)、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。フランス、ドイツ、スウェーデン及び米国は2018(平成30)年、韓国は2017(平成29)年の値。
2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。
3. 米国の15~19歳の値は、16~19歳の値。

## 施策の方向

### ア 男女平等の教育・啓発の推進

- ① 市民向け講座や管理職層をはじめ社員を対象とした企業向け講座の開催、小・中学校向けの啓発冊子の配布等を通じ、幅広い世代に向け学習の機会を提供し、男女平等や人権尊重の理念を広く社会に根付かせ、慣習による固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を推進します。
- ② 男女共同参画を考える講座「あいアカデミー」については、参加者が固定化しないよう案内の方法を工夫するとともに、男性の参加を促すなど、さらに参加者の幅を広げる取組に努めます。

### イ 政策等立案・決定の場への女性の参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の参画を推進するために、あいアカデミーの開催等を通じ、意識啓発に取り組み、女性リーダーの養成等に努めます。

### ウ 暴力の根絶

- ① DV等を社会的な問題としてとらえ、暴力を根絶するため、あらゆる場において研修や広報、啓発の取組を推進します。
- ② DVやデートDV、ハラスメントに関する相談体制を充実するとともに、適切に対応ができるよう相談員の資質の向上を図ります。

### エ 働く場における男女共同参画の促進

- ① 「男女雇用機会均等法」をはじめ、長時間労働の見直しや男性の育児休業の取得の促進等のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）\*に関する企業や従業員の理解を深め、男女が性別により差別されることなく、働きやすい労働環境づくりを進めるため、京都府や市内企業と連携し、各種講座の開催や啓発、情報提供等の取組を推進します。
- ② 就職や再就職を希望する女性の相談や能力開発の支援に、引き続き努めます。
- ③ 「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「労働施策総合推進法」で定められているハラスメント防止のための措置義務の内容について事業主に周知し、啓発に努めます。

### オ 相談体制の充実

暴力や働く場における性差別等さまざまな人権問題の解決を図るため、各種相談機関において、相談者に対する助言や必要な情報提供等を行うとともに、国や京都府など関係機関との連携を強化するなど、相談体制の充実を図ります。

\* ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

### ■進捗を共有する指標

指標	現 状 2018(平成30)年度	目標値 2024(令和6)年度
あいアカデミー等各種講座への参加者数	268人	300人
男女共同参画社会づくり図画・ ポスターコンクール出展数	576作品	600作品
審議会・委員会等への女性の参画率	30.0%	40.0%以上

## 3 子どもの人権問題

### これまでの取組

近年、児童買春や児童ポルノ、薬物乱用など、子どもの健康や福祉を害する犯罪が発生するとともに、子どもへの虐待やいじめ等が社会問題になっている状況から、1999（平成11）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、2000（平成12）年に「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律」、2003（平成15）年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることを目的にした「次世代育成支援対策推進法」が、また、2012（平成24）年には、「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法が制定されるなど、個別立法による対応が進められています。

「児童虐待の防止等に関する法律」は、児童虐待の増加を背景に数度改正されていますが、最近の児童虐待による痛ましい事件の多発等を踏まえて、2019（平成31）年3月に「児童虐待の防止等に関する法律」と「児童福祉法」の改正案が閣議決定され、2020（令和2）年4月からの施行を目指すこととされています。

いじめが社会問題になる中、2013（平成25）年には、いじめの防止対策の基本理念、いじめの禁止や関係者の責務を定めた「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

また、格差社会の進展等により子どもの貧困が大きな問題となり、その解消、教育の機会均等、次世代への貧困の連鎖の防止等を図るため「子どもの貧困対策法」が2014（平成26）年1月に施行され、2019（令和元）年6月に改正されました。

このような状況の中、本市では、2010（平成22）年に、綾部市次世代育成支援対策推進行動計画（後期行動計画）「あやべっ子すこやかプラン<sup>\*</sup>」を策定し、次代を担う子どもたちの心身の健全育成を目指し、子育て支援の施策を推進してきました。さらに、2015（平成27）年度からは、子ども・子育て関連3法の成立を受けて「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、「新・あやべっ子すこやかプラン」を策定して、子ども・子育てに関する施策等を推進しているところです。

児童虐待等の対応は、「綾部市要保護児童対策地域協議会<sup>\*</sup>」「家庭児童相談室<sup>\*</sup>」における、

<sup>\*</sup> 綾部市次世代育成支援対策推進行動計画（後期行動計画）「あやべっ子すこやかプラン」：「すべての子どもが心豊かに成長でき、誰もが安心して子どもを生み育てられ、地域社会全体が応援するまちづくり」を基本理念に、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう行政施策をまとめた行動計画。2010（平成22）年策定。

<sup>\*</sup> 綾部市要保護児童対策地域協議会：「児童福祉法」第6条の3に規定する要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、2008（平成20）年に設置。

<sup>\*</sup> 家庭児童相談室：児童の養育や学校等でのさまざまな問題を抱える保護者等からの相談に対し、児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、必要な助言・指導を行う相談員を配置した相談室。

相談体制など保護・支援の充実や市民への啓発を行うとともに、関係機関等が緊密な連携を図り、虐待の防止に努めています。

また、不登校やいじめなどの問題については、教育支援センター<sup>\*</sup>やスクールカウンセラー<sup>\*</sup>を配置するなど、相談、支援活動に取り組んでいます。さらには、いじめ防止の取組として、その原因や問題点を究明し、解決するための相談支援体制の充実の取組を進めています。

2014（平成26）年には、いじめ防止の対策を実効的に行うため、また、重大事態が発生した場合の対応として「綾部市いじめ防止対策推進委員会」を設置、同時に、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るために「綾部市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、取り組んでいます。

さらに、子どもの発達を保障するため、就学前からの早期発見・早期支援の取組やP T A活動の支援等、地域や家庭における教育の向上の取組を進めています。

## 現状と課題

近年、少子化の進行や家庭の孤立化、家庭、地域社会における子育ての機能低下等が進む中で、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきています。

市民調査の結果では、72.8%の人が「子どもの人権が尊重されている」と回答していますが、最近、虐待により子どもの尊い命が奪われる事件が深刻化しているほか、LINE（ライン）<sup>\*</sup>やツイッター<sup>\*</sup>等のSNSの普及に伴って、それを悪用した子どもを巻き込む犯罪も増えています。

さらに、全国的には、子どもを性的搾取の対象とする児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等子どもの健康や福祉を害する犯罪も見受けられます。また、いじめや不登校等は、教育だけでなく社会的にも重要な問題となっています。このように、市民の評価とは異なり、全国的には子どもの人権を侵害する事象が多数発生している状況です。

子どもの人権を守るためには、家庭や地域社会における子育てや学校における教育のあり方を見直していくと同時に、大人たちが未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことが求められています。

国の「国民生活基礎調査」によると、2015（平成27）年のわが国の相対的貧困率は15.7%で、17歳以下の子どもを対象とした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。貧困の状況にある子どもが健やかに育成され、教育の機会均等を図る取組が求められています。

京都府では、2015（平成27）年3月に「子どもの貧困対策法」に基づく計画として、「京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定し、京都府としての取組を示しており、関係機関と

<sup>\*</sup> 教育支援センター：不登校やいじめの問題に悩む児童生徒やその保護者、学校職員等を対象に援助・指導を行うことを目的として、1997（平成9）年12月に綾部市教育委員会に設置。

<sup>\*</sup> スクールカウンセラー：臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置。

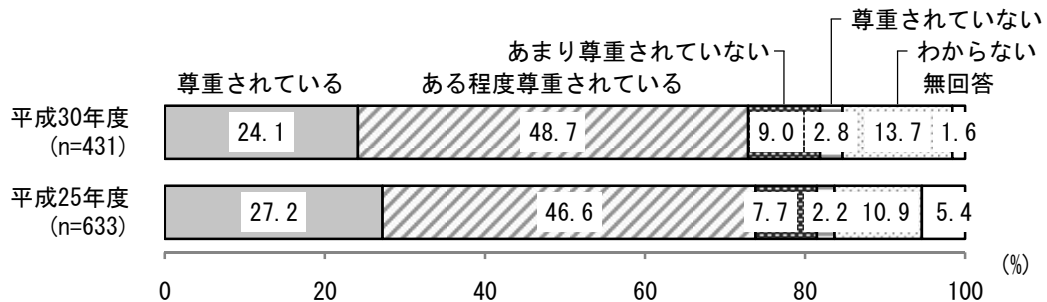
<sup>\*</sup> LINE（ライン）：スマートフォン等で短い文字メッセージの交換や音声通話、ビデオ通話等ができるアプリおよびサービス。

<sup>\*</sup> ツイッター：Twitter（ツイッター）とは、今していること、感じたこと、他の利用者へのメッセージ等を「つぶやき」のような形式で短い文章にして投稿するスタイルのブログサービス。

連携した取組が求められています。

本市においては、2017（平成29）年に子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「綾部市子どもの貧困対策連絡会」を設置し、関係部署と横断的な連携を図るための情報共有、意見交換を行い、問題解決に取り組んでいます。

### ■あなたは、子どもの人権が尊重されていると思いますか。



資料）綾部市：「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査（2018(平成30)年度）

## 施策の方向

### ア 子どもの人権についての教育・啓発の推進

- ① 子どもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体として認めるという「児童の権利に関する条約」の趣旨を十分踏まえ、子どもが個人として尊重されるような社会の実現を目指して、あらゆる機会学習資料や啓発資料を活用して、子どもの人権を尊重する意識の向上に向けた教育・啓発の取組を進めます。
- ② 子どもが、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、幼児、児童、生徒に倫理観や規範意識、豊かな心や自ら学ぶ力などの育成を図るとともに、個性を伸ばす教育の推進に努めます。

### イ 児童虐待への対応の充実

- ① 11月の児童虐待防止推進月間等さまざまな機会を利用し、啓発ちらし等を活用して児童虐待防止に関する広報や啓発活動の取組を進めます。
- ② 綾部市要保護児童対策地域協議会等における関係機関との連携により、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもの保護や保護者の支援を行います。
- ③ 児童虐待防止の体制強化として2022（令和4）年度までに、児童虐待の未然防止を含めて、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

## ウ いじめ・不登校等への対応の充実や子どもの貧困対策の推進

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題の未然防止に努めるとともに、ネットいじめへの対応等に向けて、学校、家庭、地域社会が連携して、児童生徒の情報モラルの育成のための取組を進めます。
- ② 綾部市不登校対応マニュアル「ともにあゆもう」に基づく組織的、計画的な指導を行い、まなび・生活アドバイザーやスクールカウンセラー、やすらぎルーム指導員等の専門職や関係機関と連携し、不登校児童生徒の学びの場を確保するなど社会的自立を図る取組を進めます。
- ③ 組織的な教育相談活動や教育支援センター等において関係機関と連携した指導を行うとともに、学校や教育委員会、関係機関が連携した支援体制の整備を図ります。
- ④ 生活困窮世帯等の子どもに対し、地域や関係団体等が協力・連携し、将来自立した生活ができるよう、困難を抱える子育て家庭を早期の段階で支援につなぎ、家庭に寄り添った切れ目のない支援を実施します。

## エ 相談体制の充実

- ① 子育ての悩みや児童虐待、いじめ、不登校等、さまざまな問題を解決するため、家庭児童相談室等において相談者に対する助言や情報提供等を行うとともに、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関、団体と連携するなど情報交換等を行います。

### ■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2018(平成 30)年度	2024(令和 6)年度
児童虐待対策職員等児童虐待防止研修会参加者数	80 人	100 人



## 4 高齢者の人権問題

### これまでの取組

わが国の高齢化は、世界にも例を見ない速さで進んでいます。本市の2019（平成31）年3月末現在の65歳以上の高齢化率は37.3%で、約3人に1人が高齢者となる超高齢社会を迎えています。こうした状況を踏まえ、わが国では、1995（平成7）年12月に高齢社会対策の基本事項を定めた「高齢社会対策基本法」、2000（平成12）年4月に高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険法」、また2006（平成18）年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」がそれぞれ施行されるなど、高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいを持って暮らせる社会の実現に向け、さまざまな取組が進められてきました。

本市においては、2000（平成12）年に「第2次綾部市高齢者保健福祉計画<sup>※</sup>」を策定して以来、3年ごとに見直しを行い、2018（平成30）年には、「第8次綾部市高齢者保健福祉計画」を策定し、一人ひとりが尊重され、高齢者がいつまでも健康で生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくりを進めてきました。また、地域包括支援センター<sup>※</sup>による相談活動をはじめ、「高齢者虐待防止法」の施行を踏まえ、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」との連携のもと、身体的、心理的、経済的虐待などに対する相談体制の整備や虐待の早期発見、早期対応に取り組んでいます。

大きな社会問題となっている認知症については、予防、早期発見、ケアなど介護に対する知識の普及や高齢者の人権について、啓発活動を引き続き進めています。

さらに、2025（令和7）年までには団塊の世代が75歳以上に達し、介護・医療費等の社会保障費の急増が懸念されています。そのような問題に備えて、本市では現在、介護や支援が必要になっても住みなれた地域で安心して暮らしていくための体制として地域包括ケアシステムの構築・機能の充実に向けた取組を進めているところです。

### 現状と課題

市民調査の結果では、約7割の人が「高齢者の人権は尊重されている」と回答している一方で、「認知症高齢者がいる家庭では、鍵をかけることはやむを得ない」の回答が約5割となっており、認知症の高齢者への対応について、難しい状況がうかがえる結果となっています。

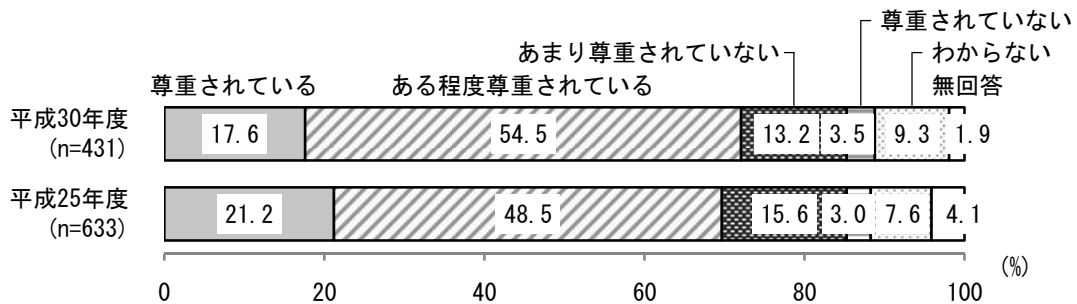
心身の機能の衰えなどから介護等が必要になった際に、人格やプライバシーを無視した扱いを受けたり、ややもすれば虐待、悪徳商法や詐欺等の財産侵害を受けるなど、高齢者の「人間としての尊厳」が否定される問題も発生しています。

<sup>※</sup> 綾部市高齢者保健福祉計画：介護保険の円滑な実施を図るとともに、高齢者が安全、安心で快適に暮らせる地域社会づくりを行うための計画。

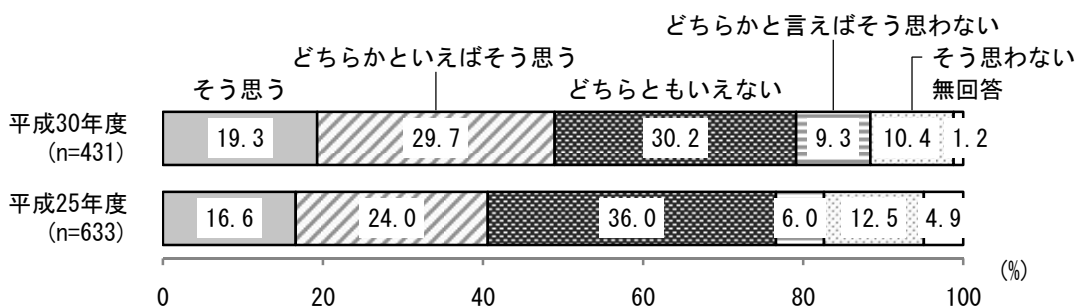
<sup>※</sup> 地域包括支援センター：支え合いが必要な高齢者の心身の健康維持や安心・安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくために、総合相談や支援事業、権利擁護、虐待防止・早期発見、新予防給付等の総合的なマネジメントを担う中核機関のことをいう。

要介護状態や認知症等になっても、高齢者の尊厳が守られ、可能な限り自立して社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう支援するとともに、生きがい対策だけではなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できる環境づくりのための取組が必要です。また、要介護高齢者の介護者が孤立し、介護の重圧を抱え込まないための十分な支援が求められます。

■あなたは、高齢者の人権が尊重されていると思いますか。



■認知症高齢者がいる家庭では、鍵をかけることはやむを得ないと思いますか。



資料) 綾部市:「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査(2018(平成30)年度)

施策の方向

ア 高齢者の人権についての教育・啓発の推進

- ① 「生活・介護支援サポーター養成事業<sup>\*</sup>」や「ささえ愛サポーター養成事業<sup>\*</sup>」等を活用し、高齢者が社会の一員として、生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指すとともに、高齢者の人権にかかる教育・啓発の取組を推進します。
- ② 「敬老の日」等の行事を通じて長寿を祝うとともに、高齢者のこれまでの社会貢献や果たした役割に対し、敬老意識を高めるよう努めます。

<sup>\*</sup> 生活・介護支援サポーター養成事業：地域で高齢者の生活を支える仕組みをつくるため、担い手となる生活・介護サポーターの養成を行う。

<sup>\*</sup> ささえ愛サポーター養成事業：地域で暮らす高齢者の自立した生活を支えるために必要な知識を学び、技術を身につけ、ちょっとした生活の困りごとや手助けを支援するサポーターの養成を行う。

## イ 生活・社会環境づくりの推進

- ① 高齢者が住み慣れた家庭や地域社会で、安全・安心に暮らし、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験を活かして、積極的に役割を果たすことができる活動の機会や場を充実します。
- ② 地域包括支援センターと生活支援体制整備事業<sup>※</sup>の連携した取組により、地域住民との意見交換の場を設けるなど地域包括支援センターを核として、地域住民や関係機関をはじめボランティア等の市民団体やNPO法人等と連携を強化し、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムの確立に努めます。

## ウ 社会参加の促進

老人クラブの意義、重要性を啓発するとともに、高齢者の活動を支援し、総合的な高齢者対策の推進に努めます。

## エ 高齢者の権利擁護の推進

- ① 認知症サポーターを引き続き養成し、認知症に対する理解を深め、正しい知識の普及を図るとともに、認知症高齢者等の権利擁護のため、関係団体と連携し、福祉サービス利用支援事業や成年後見制度<sup>※</sup>の周知、普及に努めます。
- ② 「高齢者虐待防止法」に基づき、関係団体等と連携し、高齢者の虐待防止に努めます。
- ③ 消費者被害防止のための見守りサポーターを養成するとともに、啓発講座を行うなど関係機関と連携し被害防止に努めます。

## オ 相談体制の充実

介護している家族等の相談に対する助言や情報提供等を行う地域包括支援センター等の窓口を周知し、高齢者等が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

### ■進捗を共有する指標

指標	現 状	
	2018(平成30)年度	目標値 2024(令和6)年度
認知症サポーター養成人数	10,879人	13,200人
人権福祉センターサロン参加者数	481人	600人
生活・介護支援サポーター人数	462人	582人

<sup>※</sup> 生活支援体制整備事業：包括的支援事業の一つであり、地域におけるサービスや担い手の開発等に取り組む生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等を行う事業。2014（平成26）年介護保険法改正により創設。

<sup>※</sup> 成年後見制度：認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分で、自己決定を行うのに援助が必要とする人を保護するため、申立てにおいて家庭裁判所が能力状況に応じて、補助人、保佐人、後見人を選任し権限を与えてその人の生活と財産を保護する制度。

## 5 障害のある人の人権問題

### これまでの取組

1970（昭和45）年に制定された「心身障害者対策基本法」は、1993（平成5）年に「障害者基本法」に改められました。また、2004（平成16）年には、この「障害者基本法」が改正され、基本理念に「障害を理由とする差別禁止」が追加され、国民の責務として障害のある人が差別されない社会の実現に努力することが明示されました。2005（平成17）年には、「障害者自立支援法」が制定され、障害のある人の自立や社会参加の支援等が示されました。2011（平成23）年には、再び「障害者基本法」が改正され、障害の有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりを大切に作る社会（共生社会）をつくることを目指し、さまざまな施策が進められてきました。

同年には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）<sup>\*</sup>」の制定、さらに、2013（平成25）年には、障害のある人への差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が制定されました。

本市においては、2011（平成23）年に見直した「第3期綾部市障害者計画」に基づき、「障害のある人もない人もすべての人が共に生きていくまちづくり」を基本理念とし、住み慣れた地域社会でお互いが生活していける社会の構築を目指し、障害について正しい理解と認識を一段と深める取組を進めています。この理念のもと、「スポーツの祭典あやリンピック」の開催など市民交流の実施、また手話通訳や要約筆記といったボランティア養成講座等の取組を行いました。

2018（平成30）年には、誰もが障害の有無にかかわらず、手話やその他さまざまなコミュニケーション手段を活用することにより、お互いが尊重し合い、つながり合える共生社会を実現するため、「綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例」を施行しました。

また、市内企業においては、施設のバリアフリー化や専任の指導員の配置等を行い、障害のある人の雇用に特別に配慮をした「特例子会社<sup>\*</sup>」を設立するなど、障害の特性に配慮した仕事の確保や職場の環境整備に取り組まれています。このことにより、配慮された職場環境の中で個々の能力を発揮する機会が確保されるなど、障害のある人が自立し、社会参加できる環境づくりが進められています。

<sup>\*</sup> 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）：障害のある人に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加にとって、障害のある人に対する虐待を防止することが極めて重要であることなどから、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

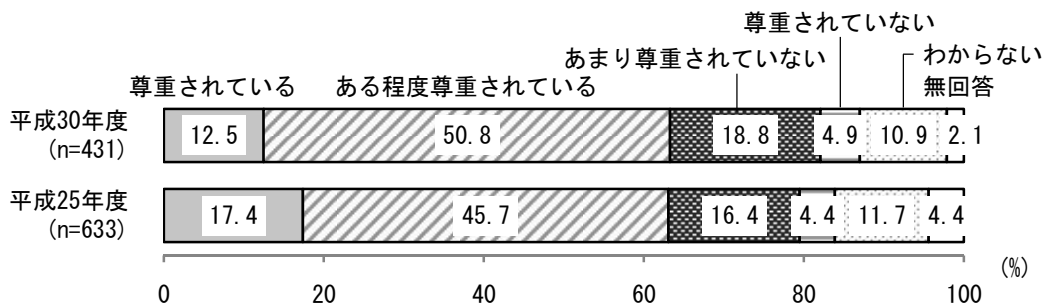
<sup>\*</sup> 特例子会社：障害のある人の雇用に特別な配慮をし、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定により、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の許可を受けて、障害者雇用率の算定において親会社の一事業所として見なされる子会社。

## 現状と課題

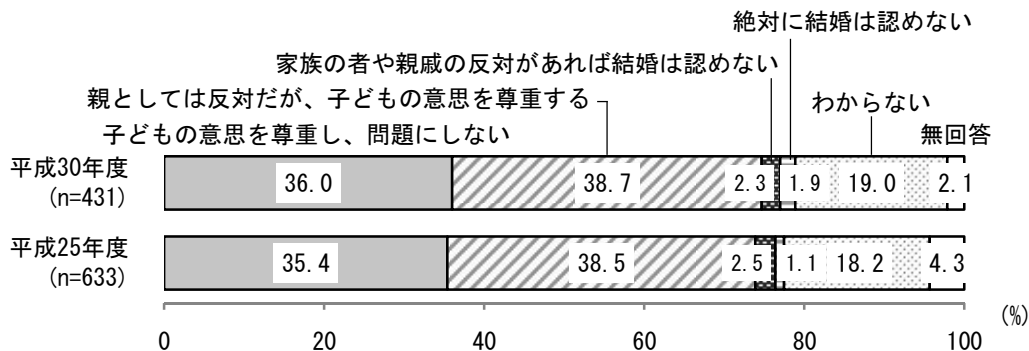
地域社会等と一体となって、障害のある人が自立と社会参加ができるように施策の充実に取り組むとともに、公共施設では、計画的にエレベータの設置や段差の解消、車椅子等が利用できる多目的トイレやスロープの設置等を進め、みんなが安心して暮らせるやさしいまちづくりに取り組んでいます。

市民調査の結果では、「障害のある人の人権は尊重されている」と約6割の人が回答している一方で、障害のある人との結婚に対して、「問題にしない」と回答した人は約4割となっており、障害のある人に対する理解が十分とは言えない状況で、理解を深める活動の促進を図り、心のバリアを取り除いていくことが課題となっています。

### ■あなたは、障害者の人権が尊重されていると思いますか。



### ■お子さんの結婚しようとする相手が障害者であると分かった場合、あなたはどのように思いますか。



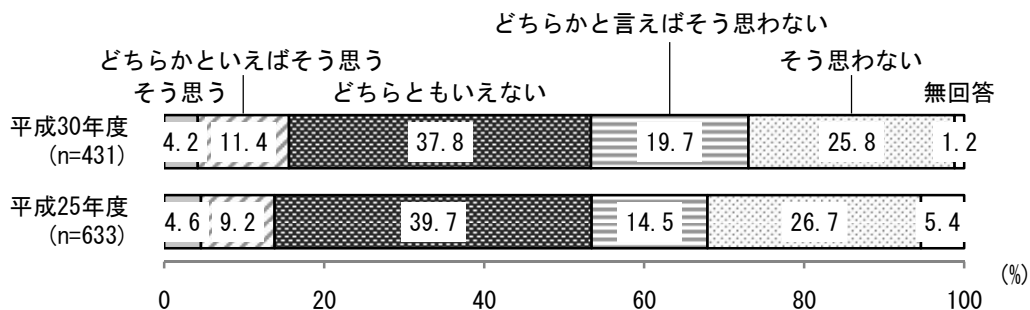
資料) 綾部市:「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査(2018(平成30)年度)

また、雇用について、15.6%の人が「企業は、不況時に障害のある人を雇用できなくてもやむを得ない」と回答しています。国による障害のある人の雇用状況の集計結果では、2018（平成30）年4月1日より改正された法定雇用率<sup>\*</sup>の達成企業の割合は、2018（平成30）年は45.9%と、依然として半数に満たず、障害のある人を取り巻く雇用環境は厳しい状況にあります。

障害に関する知識が不十分であることなどを背景に、障害のある人やその家族に対する誤解や偏見が存在し、自立や社会参加が妨げられていることが考えられます。

障害のある人もない人もお互い理解を深め合い、尊重し合える共生社会を実現するため啓発の推進が求められます。

### ■企業は、不況時に障害のある人を雇用できなくてもやむを得ない。



資料) 綾部市:「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査(2018(平成30)年度)

## 施策の方向

### ア 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進

- ① 障害に関して十分な理解と認識が深まるよう、「綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例」について市民に広く周知するとともに、条例の施行に伴う啓発に係る施策の一つとして、身体、知的、精神の3障害だけでなく発達障害や高次脳機能障害<sup>\*</sup>などの障害に関する理解と多様なコミュニケーションの手段をまとめた「啓発冊子」を活用し啓発に取り組みます。
- ② 学校教育における共生社会を目指す教育を推進するとともに、障害のある人を中心とした住民同士の交流や障害のある人自身を含む住民のボランティア活動への参加を促進します。

<sup>\*</sup> 法定雇用率:「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業等は従業員数に応じて、障害のある人を雇用する義務が課せられている。2018(平成30)年4月1日現在、国、地方公共団体等は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%、民間企業は2.2%となっている。

<sup>\*</sup> 高次脳機能障害: 病気や事故等の原因で脳が損傷され、言語・思考・記憶・行為・学習・注意等の機能に障害が起きた状態。

## イ 自立や社会参加の支援

- ① 障害のある人が個人として尊厳を保ちながら、自立した社会生活や自己実現のための社会参加を自ら決定あるいは選択し、充実感のある生活を送ることができるよう「第4期綾部市障害者計画」及び「第5期綾部市障害福祉計画及び第1期綾部市障害児福祉計画※」に基づき、障害福祉サービスの充実を図ります。
- ② 身体、知的、精神の3障害だけでなく発達障害や高次脳機能障害などの障害に対する支援の充実等、障害のある人が障害の程度にかかわらず地域社会の一員として安心して生活できるよう取組を進めます。

## ウ 雇用・就業の促進

- ① 障害のある人の福祉的就労から一般就労への雇用の促進を図るため、企業に対して「障害者雇用促進法」の周知を図るとともに、生活支援センターと連携した障害のある人の就労支援に努めます。
- ② 基幹相談支援センター※の設置を検討し、各生活支援センターをバックアップするとともに、体制の充実を図ります。

## エ 権利擁護の推進

知的障害や精神障害等により判断能力が十分でない人に対して、本人の利益が損なわれないよう、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの支援体制が充実するように努めます。

## オ 虐待の防止

「障害者虐待防止法」に基づき、虐待の予防及び虐待を受けた障害のある人に対する自立の支援並びに養護者に対して支援を行います。虐待が発見された場合には関係機関との連携により、当事者の一時保護や後見審判請求を行うなど、適切な措置を実施します。

## カ 相談支援体制の充実

- ① 障害のある人が地域で安心して自立した生活が送れるよう、関係機関と連携した相談支援体制の一層の充実に努めます。
- ② 基幹相談支援センターの設置を検討し、各生活支援センターをバックアップする体制づくりを進めます。

---

※ 綾部市障害児福祉計画：「児童福祉法」に定める計画であり、ライフステージに沿った障害児福祉サービスの提供及び相談支援体制の確保や地域社会への参加による障害児の健やかな育成及び発達支援に関する計画。

※ 基幹相談支援センター：地域における障害児者に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組等を行う。

## ■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2018(平成 30)年度	2024(令和 6)年度
スポーツの祭典あやオリンピック参加者数	200 人	250 人
障害のある人への理解・啓発活動数	13 回	15 回
就労継続支援(B型) <sup>※</sup> 利用者数	122 人	130 人

## 6 外国籍等の人の人権問題

### これまでの取組

外国籍等の人を取り巻く人権問題については、「オールドカマー」といわれる在日韓国・朝鮮人に対する社会保障の問題が中心でしたが、1990年代以降は、労働力不足を背景に多くの外国籍等の人が日本の労働市場に流入し、「ニューカマー」と呼ばれる南米系日系人などを中心に、生活面での課題が多様化してきました。

外国籍等の人に対しては、言語・宗教・習慣等の違いから就労差別やアパート・マンションへの入居拒否などの差別行為が大きな問題となっています。また、言語の違いなどにより、外国籍等の人が地域で生活していく上で、行政サービス等の情報が十分に得られず、本来受けられるサービスの提供を受けられないなどの生活上の問題や、外国籍等の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。

そのような中、2016（平成28）年には、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消するための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。

本市でも、この法律の趣旨や責務を踏まえ、市の公の施設等でヘイトスピーチが行われることを防止するため、2019（令和元）年10月1日から、「綾部市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を施行しました。

また、国際交流の取組として、在住する外国籍等の人が増加する傾向にある中で、綾部国際交流協会等の関係団体とも連携し、日本語習得のための支援や相談対応、多言語による行政情報の提供等も進めています。

その他、国においては、中小・小規模事業者をはじめとした労働力不足解消のため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国籍等の人を受け入れていくため、2019（平成31）年4月1日に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されたほか、2019（令和元）年6月28日には、外国籍等の人の日本語力の向上を図るための日本語教育の基本理念を定めた「日本語教育の推進に関する法律<sup>※</sup>」が施行されるなど、外国籍等の人との共生社会の実現に向けた法整備が進められてきました。

<sup>※</sup> 就労継続支援（B型）：一般企業等での雇用が困難な障害のある人や一定年齢に達している障害のある人に対して、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上、維持を図るための支援。

<sup>※</sup> 日本語教育の推進に関する法律（日本語教育推進法）：外国人が「日本語教育を受ける機会が最大限に確保される」ことを国や自治体の責務とし、学校教員の配置や就学支援を義務付けた法律。2019（令和元）年6月施行。



## 現状と課題

本市における外国人登録者は、2018（平成30）年度末現在で426人であり、本市人口の約1%と増加傾向にあります。国籍（地域）は、ベトナムが最も多く、次いで、中国、韓国・朝鮮となっています。

日本に永住している韓国・朝鮮等の人々については、教育、選挙制度等の人権にかかわる問題があり、新たに日本で生活することとなった外国籍等の人々については、言葉や生活習慣の違いから日常生活を送る上でさまざまな問題が指摘されています。

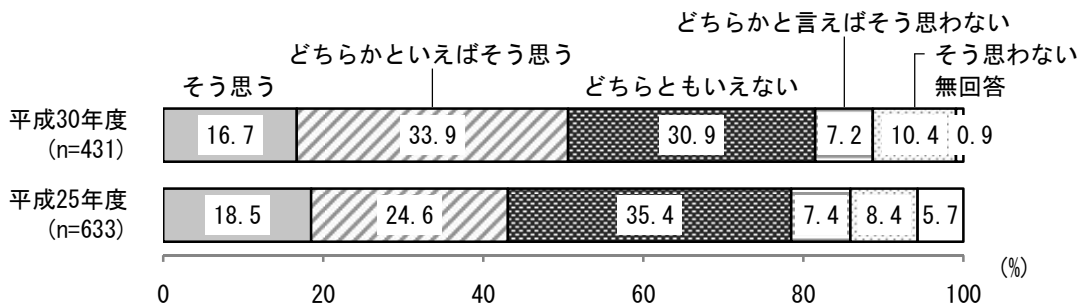
本市においては、国際理解を深めるためのさまざまな取組を行う綾部国際交流協会や学校、企業等の関係機関との連携により、外国籍等の人に対する支援を行っています。

一方、市民調査の結果では、「日本に住む外国人は、日本の文化や習慣に合わせる努力をすべきであると思うか」との問いに対し、「合わせる努力をすべき」が全体の約5割で、5年前の市民調査の結果に比べ、そのような意見をもつ市民の割合が上昇しており、外国籍等の人に対して、文化や慣習に対する理解不足や先入観からくる偏見につながる可能性もあります。

また、在日韓国・朝鮮人や外国籍等の人との結婚に対しては、「問題にしない」と回答した人は、在日韓国・朝鮮人は34.3%に対し、外国籍等の方は42.0%となっており、その他の外国籍の人に比べ在日韓国・朝鮮人に対する忌避意識が強いことに、ヘイトスピーチ問題と併せて留意が必要です。

異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあう「心のグローバル化」を推進するとともに「多文化共生社会」の形成を進め、外国籍等の方も本市住民のひとりとして、地域づくりへの参画を促進する取組が重要です。

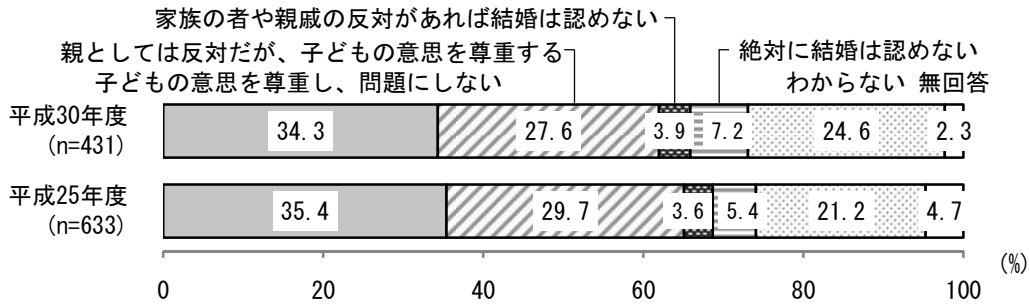
### ■日本に住む外国人は、日本の文化や習慣に合わせる努力をすべきだと思いますか。



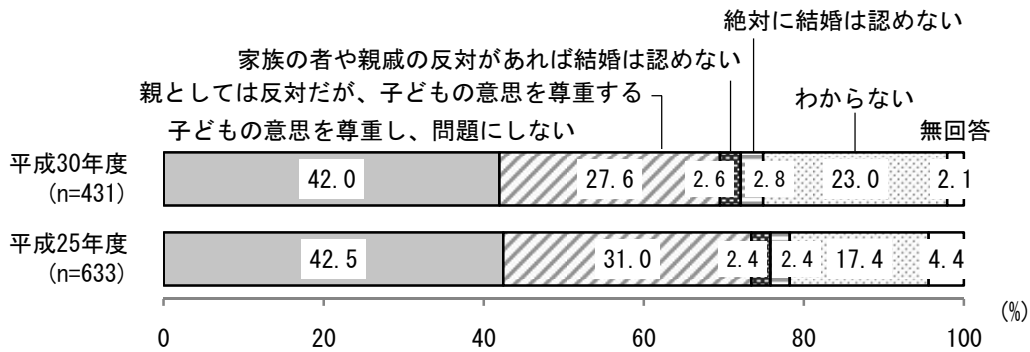
資料) 綾部市：「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査（2018(平成30)年度）

■お子さんの結婚しようとする相手が在日韓国・朝鮮人や外国人と分かった場合、あなたはどうだと思いますか。

□在日韓国・朝鮮人の場合



□外国人の場合



資料) 綾部市:「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査(2018(平成30)年度)

施策の方向

ア 外国籍等の人の人権についての教育・啓発の推進

- ① 市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合い、国際社会にふさわしい人権意識を育むよう、学校や地域において国際理解教育や人権教育・啓発の推進に努めます。
- ② 在日韓国・朝鮮人に対する歴史的経過など正しい理解や認識を深め、偏見や差別のない社会の実現に向けて、京都府や関係機関と連携し、人権教育・啓発の推進に努めるとともに、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨や責務を踏まえ、市の公の施設等において、ヘイトスピーチが行われることを防止するために策定した使用手続に関するガイドラインの適切な運用に努めます。

## イ 生活相談等の支援

- ① 外国籍等の人の生活の不安を解消するため、綾部国際交流協会等の関係団体との連携により、日本語学習への支援や各種相談体制の充実を図るとともに、生活情報・行政情報の更なる多言語化に努めます。
- ② ヘイトスピーチ等人権侵害事案については、関係機関と連携した相談・対応の体制を整えます。

### ■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2018(平成 30)年度	2024(令和 6)年度
日本語教室等参加者数	1,067 人	1,100 人

## 7 感染症患者等の人権問題

### これまでの取組

H I V<sup>\*</sup>やハンセン病<sup>\*</sup>等の感染症は、正しい知識や理解の不足から人権問題が生じています。わが国のH I V感染症<sup>\*</sup>は、医療技術の進歩によりエイズ<sup>\*</sup>の発症を抑えることが可能となりました。また、医学的解明が進み、感染力が弱く、感染経路の限られた、予防可能な感染症であることが明らかになっています。しかし、感染源や感染経路についての誤解や偏見から、依然としてH I V感染者とその家族に対する偏見や差別等の人権侵害が見られます。

また、ハンセン病は、感染力の弱い「らい菌」による感染症で、治療法もすでに確立されていますが、以前は遺伝病と誤解されたり、恐ろしい病気として強制隔離されるなど、患者やその家族までもが著しい偏見や差別を受け、現在も社会復帰が困難な状況となっています。

最近では、H I V感染症やハンセン病以外のさまざまな感染症がマスメディアで取り上げられるなど、感染症に対する関心は社会的に高まっています。感染症の人に対する偏見や差別を解消するためには、正確な医学情報の迅速な提供とともに、感染症について正しく理解し、病気によって患者やその家族が偏見や差別を受けることのないよう、人権に配慮した対応が必要です。

<sup>\*</sup> H I V・H I V感染症：H I Vはヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) の略称で、H I V感染者とは、エイズを発症させる原因となるH I Vに感染している人のこと。

<sup>\*</sup> ハンセン病：1873 (明治6) 年にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。2019 (令和元) 年11月22日、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律が制定された。

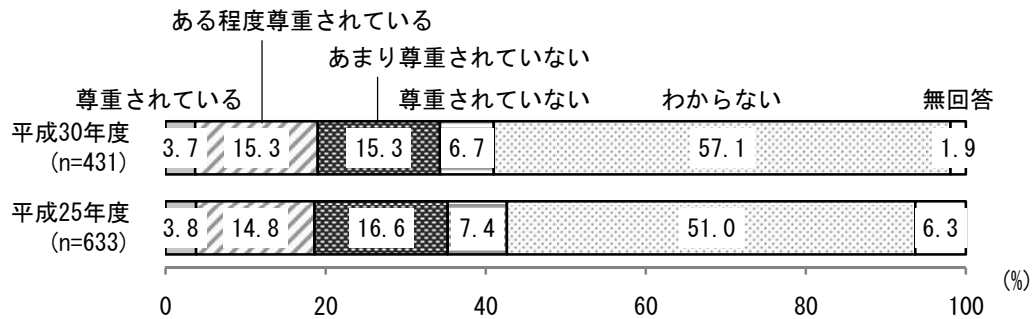
<sup>\*</sup> エイズ：後天性不全症候群 (Acquired Immunodeficiency Syndrome) の略称で、後天的に免疫の働きが低下することにより生じるさまざまな症状の総称のこと。エイズはH I Vウイルスによって引き起こされる。

## 現状と課題

市民調査の結果では、H I V感染者やハンセン病元患者等の人権が尊重されているかについて、約6割の人が「わからない」と回答し、この人権問題について大半が認識していない結果となっています。

これらの感染症については、まず治療や予防等の医学的な対応が必要になることは言うまでもありませんが、患者、元患者、家族が背負う人権問題の解決も同じように重要な課題として位置付け、解決に向けた取組を進める必要があります。

### ■ハンセン病、H I V感染者の人権が尊重されていると思いますか。



資料) 綾部市:「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査(2018(平成30)年度)

## 施策の方向

### H I V感染症やハンセン病等に関する啓発の推進

感染症患者等に対する正しい知識と理解が深まるような人権教育・啓発に努めるとともに、感染症患者等に対する偏見や差別を解消し、感染症について正しい知識と理解を得るため、京都府及び関係機関等と連携し、「世界エイズデー<sup>※</sup>」や「ハンセン病を正しく理解する週間<sup>※</sup>」等の啓発活動を推進します。

<sup>※</sup> 世界エイズデー：世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が1988（昭和63）年に制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。

<sup>※</sup> ハンセン病を正しく理解する週間：ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に、6月25日を含めた週の日曜日から土曜日までをいう。

## 8 性的指向・性自認をめぐる人権問題

### これまでの取組

性的指向により恋愛や性愛の対象が同性又は両性である人や、身体の性と心の性(性自認)が一致しないため違和感に悩む人(「性的少数者」や「LGBT<sup>\*</sup>」)は、周囲の無理解により心無い目で見られるなど、偏見や差別の対象となっています。

そのため、偏見や差別を受けることを恐れて、性の在り方を周囲に打ち明けられず苦しむ人たちがいます。従来の性区分や性の在り方を前提とした価値観により、社会生活を送る上で支障を生じたり、不利益を強いられたりすることもあります。

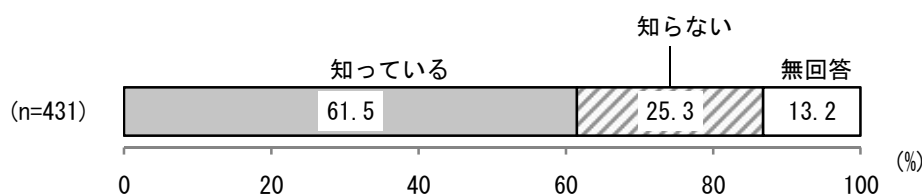
国では、2004(平成16)年7月に「性同一性障害者<sup>\*</sup>の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍や住民登録上で性別の変更が認められるようになりました。また、一部の自治体では、同性間のパートナーシップを認める条例が制定されるなど、人権に配慮した施策が実施されました。

### 現状と課題

市民調査の結果では、性的少数者(LGBT等)という言葉を知っている市民の割合は6割を占める一方、「性的少数者(LGBT等)の人権が尊重されているか」という問いについては、半数が「わからない」と回答しています。

性同一性障害のある人や、同性愛者、両性愛者等に対する社会の理解はいまだ十分とは言えません。社会生活のさまざまな場面で、差別や偏見を受けることがあることから、性的指向に関わらず誰もが受容され共生できる社会になるよう、性の多様性について市民の理解を深めるための研修や啓発活動を推進することが必要です。

#### ■性的少数者(LGBT等)という言葉を知っていますか。

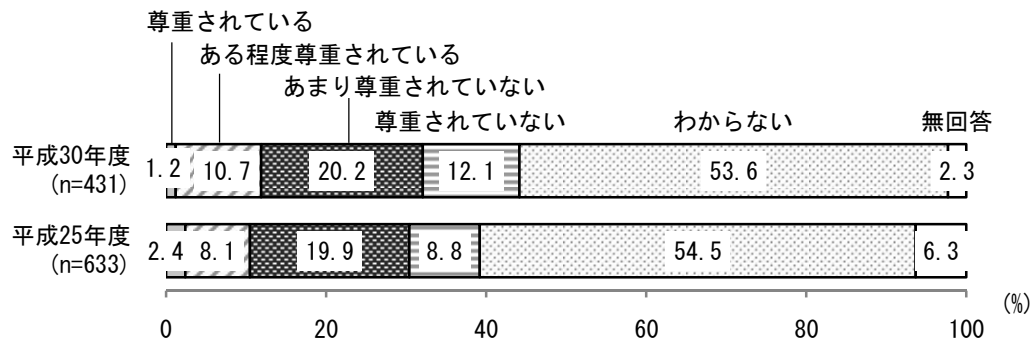


資料) 綾部市:「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査(2018(平成30)年度)

<sup>\*</sup> **LGBT**: 性的少数者を限定的に差す言葉。レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性の不一致)の頭文字をとった総称であり、性的少数者(セクシャル・マイノリティ)を指す。個々人のセクシャリティは、身体の性、心の性、好きになる性の組み合わせでできているので実際には多様性がある。

<sup>\*</sup> **性同一性障害者**: 生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらかの性に属しているかをはっきり認識しながら、その半面で人格的には自分は別の性に属していると確信している状態の人。2003(平成15)年、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、法律で規定された要件を満たす場合は、家庭裁判所の審判を得て戸籍上の性別を変更することができるようになった。

■性的少数者（LGBT等）の人権が尊重されていると思いますか。



資料) 綾部市:「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査 (2018(平成30)年度)

施策の方向

性的指向・性自認に関する啓発の推進

性同一性障害など性的指向や性自認を理由とする偏見や差別意識をなくすため、誰もが安心した生活が送れるよう、多様な性に対する正しい理解と認識を深めるための研修会の開催や市広報紙等を活用した周知・啓発活動を行い、性的少数者（LGBT等）の人々の人権を擁護する人権教育・啓発を推進します。

また、あらゆる場で本来の自分の姿を出せずに悩み苦しむことがないように相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携した取組を推進します。

9 インターネット上での人権侵害

これまでの取組

近年、インターネットやスマートフォン等の通信手段の急速な普及により、情報の収集・発信の利便性は大きく向上しました。その利用の拡大が進む一方で、匿名性を悪用し、SNSやブログ、電子掲示板、メッセージに特定の個人や集団等を誹謗中傷する表現が差別を助長するなど人権侵害が増加しています。また、誹謗中傷や名誉毀損による被害を受けた人がインターネット上の個人情報、プライバシー侵害情報、誹謗中傷を削除してもらう権利（忘れられる権利）の保障を求める動きもみられるようになってきました。

このようなインターネットによる人権侵害をめぐって、2002（平成14）年5月には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）<sup>※</sup>」が施行され、特定個人の権利が侵害されたことが明白な場合等に限り、発信者情報の開示を請求できるようになりましたが、依然として人権侵害はあつとを絶たない状況です。

最近では、SNSといった新たなコミュニケーション手段が普及し、小・中学生をはじめ青少年が加害者や被害者になるなど、トラブルに巻き込まれる事例も発生しています。そのような事象が起こらないよう本市では、非行防止教室や通信機器付きゲーム機等の使用にかかわる指導や、PTA主催によるネットいじめ防止の研修会を行い、情報モラルについての指導や啓発の強化を図っているところです。

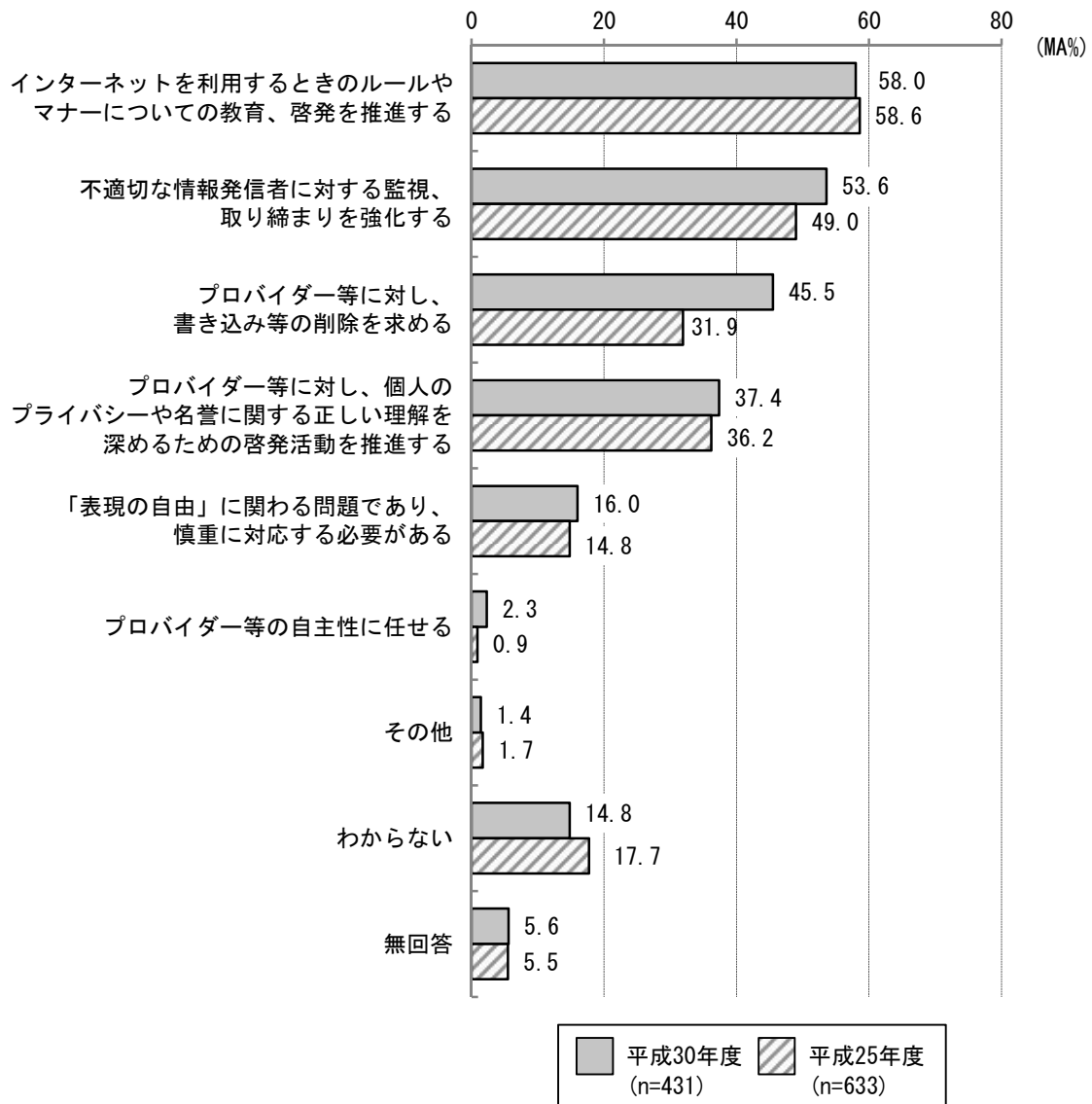
### 現状と課題

市民調査の結果では、インターネットによる人権侵害を改善するための方法で最も多いものは、「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する」（58.0%）となっています。これに次いで「不適切な情報発信者に対する監視、取り締まりを強化する」（53.6%）、「プロバイダ等に対し、書き込み等の削除を求める」（45.5%）などが多くなっています。

インターネット等情報通信技術（ICT）については、今後も普及・発展が見込まれることから、インターネット等を利用する個人一人ひとりがプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解を深めるための啓発が重要となっています。インターネット上での人権侵害や個人情報の流出等に関わる問題に対して適切かつ迅速に対応するため、相談窓口の整備と周知に努める必要があります。

<sup>※</sup> 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）：インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、特定電気通信役務提供者（プロバイダ）等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者がわからない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。

■インターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか。



資料) 綾部市:「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査 (2018(平成30)年度)

## 施策の方向

### ア インターネット上での人権侵害に関する教育・啓発の推進

情報化の進展が社会にもたらす影響を考え、人権を侵害する情報をインターネット上に発信することがないように、学校における情報教育を行い、市民に対して個人のプライバシーや名誉、情報モラルについての正しい理解と認識を深めるための人権教育・啓発に努めます。



## イ インターネットによる人権侵害の被害に対する対応策等の充実

インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、相談者に対し、必要な助言や情報提供に努めるとともに、インターネット上での悪質な書き込みに関しては、「プロバイダ責任制限法」に基づき、京都地方法務局や京都府、関係機関と連携し削除要請を行うなど、適切な対応を行います。また、インターネットによる人権侵害を検証するモニタリング事業の実施を検討します。

## 10 さまざまな人権問題

その他、今日の社会においては、次のような人権問題が存在しています。

### (1) 個人情報の保護

近年、高度情報通信社会の急速な進展の中、行政機関や企業が大量の個人情報を収集、蓄積、利用するようになりました。そうした中で、個人情報の不正取得に対する防止策がとられているにもかかわらず、個人情報が流失したり、無断で収集、提供されるなど、個人の権利や利益が侵害されるという問題があとを絶ちません。

国においては、2003（平成15）年に「個人情報の保護に関する法律」を制定し、これにより行政機関はもとより、事業者にも個人情報の適正な取扱いが義務付けられました。

本市においても、同年に「綾部市個人情報保護条例<sup>※</sup>」を施行し、個人情報に対する行政責任を明確に示し、個人情報の適正な管理に努めています。

また、住民票や戸籍謄本等の証明書の不正取得による個人の権利侵害を抑止するため、本人以外の第三者に証明書を交付した場合、交付の事実を郵送で本人に知らせる「登録型本人通知制度」を2013（平成25）年5月に導入し、戸籍謄本等の不正取得<sup>※</sup>や個人の権利利益の侵害の防止に努めています。

しかしながら、2018（平成30）年の市民調査の結果では、「登録型本人通知制度」について「知らない」の回答率が73.1%であり、登録者拡大が課題となっています。

今後は、身元調査の問題に対する啓発の推進強化を図るとともに、登録型本人通知制度の更なる周知及び登録者拡大に向けた取組を実施していきます。

### ■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2018(平成30)年度	2024(令和6)年度
登録型本人通知制度登録者数	381人	1,000人

<sup>※</sup> 綾部市個人情報保護条例：個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めるとともに、個人情報の開示、訂正及び利用の停止、消去または提供の停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するために制定した条例。2003（平成15）年8月施行。

<sup>※</sup> 戸籍謄本等の不正取得：京都府では2003（平成15）年に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件があった。また、2005（平成17）年以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。

## (2) 犯罪被害者やその家族等の人権問題

犯罪の被害者やその家族等は、事件そのものに関する精神的負担や経済的負担だけでなく、いわれのない噂や中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次被害を受けることがあります。その対策として、2005（平成17）年には、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法<sup>\*</sup>」が施行されるなど関連法の整備が進められています。しかし、制度面での整備だけでは十分でなく、犯罪被害者やその家族等に対する無責任な噂や中傷、興味本位の報道等が生じることのないよう、周囲の人々の理解と社会的な対応が必要です。

今後、国の「第3次犯罪被害者等基本計画」を踏まえながら、警察、関係機関、民間支援団体等による切れ目のない被害者支援活動や、京都府犯罪被害者サポートチームへの連携と、犯罪被害者等の心情に配慮した適切な支援を行い、関係機関等と連携した啓発活動を推進していく必要があります。

## (3) 刑を終えて出所した人の人権問題

わが国では、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。そのような状況を踏まえ、2016（平成28）年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪者等の円滑な社会復帰を促進するなど再犯の防止等の犯罪対策が進められています。

しかしながら、刑を終えて出所した人や家族に対して、根強い偏見や差別があり、就職やアパート等の入居に際して悪意のある噂、地域社会等からの拒否的な感情等、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人や家族が、社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう支援することが必要であり、市民一人ひとりが偏見や差別をもたない人権感覚を身につけられるよう啓発の推進に努めます。

---

<sup>\*</sup> 犯罪被害者等基本法：犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策を総合的、計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律。2005（平成17）年施行。

#### (4) 北朝鮮による拉致問題

2002（平成14）年、日朝首脳会議において、北朝鮮は、日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者の帰国が実現しましたが、いまだ帰国を果たせない拉致被害者がいるほか、拉致の可能性を払拭できない特定失踪者※の問題も継続しており、記憶を風化させないような働きかけが必要です。

2006（平成18）年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体が連携し、拉致問題による人権侵害に関する啓発を図るよう努めることとされています。

北朝鮮による日本人の拉致問題は、重大な人権侵害であり、その解決をはじめとする北朝鮮による人権侵害への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題について関心と認識を深めていくことが大切です。

#### (5) そのほかの人権問題

そのほかにも、ホームレスの人に対する嫌がらせや暴行、アイヌの人々に対する偏見や差別、マスメディアから受ける人権侵害、自殺（自死）、生活困窮者や婚外子※等の人権問題があります。

また、大規模な災害が発生したときには、被災と人権侵害という二重の被害を受ける危険性があることを念頭に置き、避難活動や避難所運営等において、人権尊重の視点での配慮に特に努める必要があります。

### 施策の方向

#### さまざまな人権問題に関する啓発の推進

- ① 身元調査や戸籍等の不正取得事象への対策として導入した「登録型本人通知制度」について、人権福祉センターだよりへの掲載に加え、人権講演会やあやべ人権フェスタ等さまざまな機会を活用し、制度の啓発周知や登録者の拡大に努めます。
- ② さまざまな人権問題の解決に向けて、正しい知識と理解を深めるために人権教育や啓発を関係機関と連携して取り組みます。

※ 特定失踪者：北朝鮮による拉致の可能性を排除できない日本人失踪者。

※ 婚外子：法的には非嫡出子といい、法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいう。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

## 第4節 市民との協働と支援を図る施策の推進

本市では、行政のみで人権問題の解決に向けた取組を進めるのではなく、市民や市民団体、企業、各種団体等との連携により、人権施策を効果的に推進していくことが重要であることから市民と行政が協働して取り組むことを目指しています。

現在、環境、福祉や防災の分野でボランティア団体等の活動が注目されており、人権施策の面においても重要な役割を果たすことが期待されています。

今後についても、こうした市民団体等との連携を深め、お互いの役割等を明らかにする中で、対等な関係を築いていくことが重要となります。

### 1 市民参加・市民参画と支援の推進

#### 現状と課題

現在、人権教育・啓発推進事業について、計画段階から市民や市民団体等の参加・参画により取組を進めています。

市民の意見や要望を人権施策に反映させていくためには、市民や市民団体等が主体となって事業内容を企画し、実践していく取組が必要です。

#### 施策の方向

市民への情報提供を効果的に行い、8月の人権強調月間や12月の人権週間等を利用し、本市が行うさまざまな人権施策に参加や参画できる機会の拡大に努めます。また、人権尊重のまちづくりを進める人材の育成を図るとともに、市民の参加や参画を得る中で、人権啓発に取り組んでいけるよう事業の工夫や検討を行います。

#### ■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2018(平成30)年度	2024(令和6)年度
人権を考えるセミナー参加者数	1,230人	1,250人
全綾部市人権教育研究集会参加者数	608人	650人
綾部市人権教育講演会参加者数	371人	400人
あやべ人権フェスタ参加者数	198人	300人
あいフェスティバル参加者数	-	900人

## 2 各種団体との協働と支援の推進

### と課題

人権が尊重される社会を実現するためには、各関係機関や関係団体と連携を図り、さまざまな文化や多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めていかなければなりません。

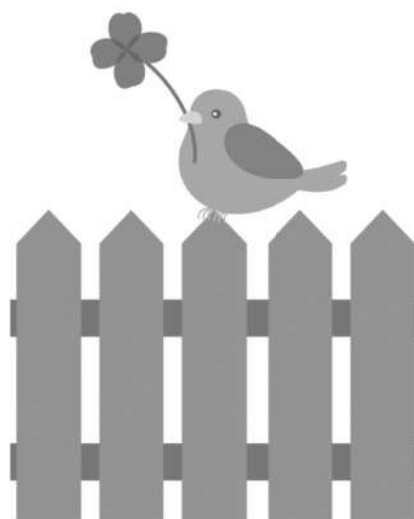
市民の自主的・主体的な取組を支援するとともに、情報の共有、事業の共催等を積極的に行い、さまざまな人々がふれあい、交流する場を増やし、相互理解を促進します。

### iの方向

- ① 社会教育関係団体や市民団体等とも十分に連携し、人権教育・啓発を協働して推進します。
- ② 人権を尊重したまちづくりの活動、人権侵害の防止や対応などの活動を進める市民団体等が行う自主的な活動と協働するとともに、情報提供等の支援に努めます。

### ■進捗を共有する指標

指標	現 状	目標値
	2018(平成 30)年度	2024(令和 6)年度
部落解放・人権政策確立要求 綾部実行委員会参画団体数	40 団体	42 団体
綾部市人権教育推進連絡協議会 参画団体数	50 団体	52 団体



## 第5節 人権擁護を図る保護と救済施策の推進

市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、人権侵害を受けている人のさまざまな相談を受け、適切な機関による救済が受けられる体制が必要です。

人権侵害に対する被害者を救済するための国の法制度等の整備について、市民団体等と連携した取組を進める一方、市民からのさまざまな相談に対応するために、相談しやすい体制の充実を図ります。また、複数分野に関する相談に対応するため、引き続き、関係機関との連携強化に努めます。

### 1 人権問題に関わる相談体制の充実

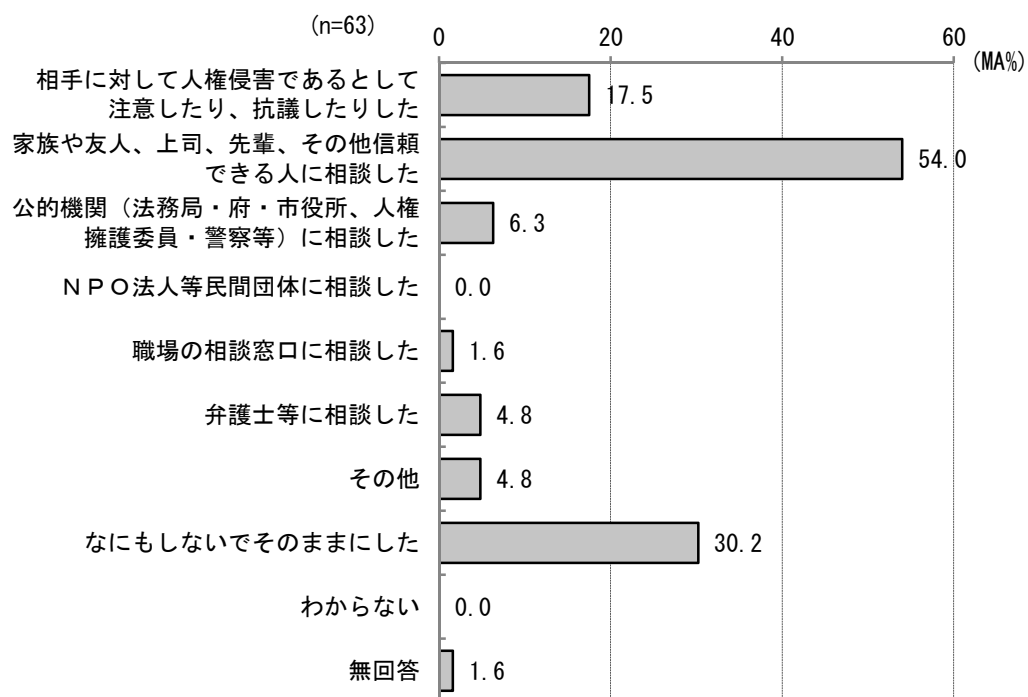
#### 現状と課題

本市における虐待やDVをはじめ、人権に関わる各種相談の対応については、各担当部署と関係機関等が連携を図りながら対応しています。

市民調査の結果では、「過去5年間に人権侵害と感じた」と回答した14.6%の人のうち、「公的機関に相談した」と回答した人は6.3%という結果になりました。

複雑多様化する人権に関わる相談に対応するためには、関係機関との連携のもと、相談者の立場に寄り添った対応ができるよう、体制の充実や担当者のスキルアップが求められます。

#### ■人権侵害を受けたと感じたとき、あなたはどのように対応されましたか。



資料) 綾部市:「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査(2018(平成30)年度)

## 施策の方向

### 相談体制の充実

- ① 複雑多様化する相談に対応するため、各種研修会等に参加し、専門的知識等を習得し、相談担当者としての技術向上を図ります。
- ② 相談対応には、個別的・具体的な制度や法律に関する専門的知識等が求められ、相談内容に的確に対応するために、関係機関との連携強化に努めるとともに、あらゆる機会や広報等を活用し、相談窓口や救済制度の周知に努めます。

## 2 保護と救済を図るための施策の推進

差別発言などに関わる差別事象やDV、いじめ、虐待等の複雑多様化する人権侵害の対応については、本市の担当部署間のもとより、京都地方務局、京都府、関係機関等との連携を図ってきました。

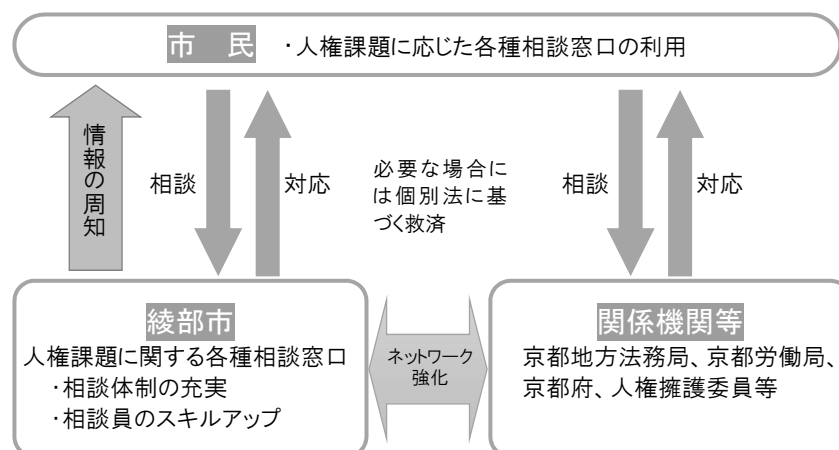
しかし、市民調査の結果では、「過去5年間に人権侵害と感じた」と回答した人14.6%のうち、「なにもしないでそのままにした」と回答した人は30.2%であり、人権侵害に対する保護・救済を図るためには、相談機関の周知が必要です。

また、人権侵害を受けた被害者の安全確保について、人権擁護委員、民生委員・児童委員や京都府、関係機関等との連携も引き続き重要です。

## 施策の方向

- ① 人権侵害を受けた被害者に対して、適切な機関・窓口相談できるよう相談窓口の周知に努めます。
- ② 人権侵害を受けた被害者の安全確保のため、関係機関等の連携をより一層推進します。

### ■人権相談・救済の取組推進のイメージ



## 第4章 計画の推進

### 第1節 総合的な推進体制

#### 1 推進体制

---

計画の推進にあたっては、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、「綾部市人権教育・啓発推進本部」を中心に、関係部署と連携しながら、施策の推進を図ります。

また、関係部署においては、この計画の趣旨を十分に踏まえ、各種施策を積極的に実施します。

#### 2 関係機関との連携の促進

---

人権教育・啓発を効果的に推進するため、国、京都府、他市町村、関係団体等との連携を密にして、総合的な体制による人権施策の推進に努めます。

### 第2節 計画推進及び進捗状況の評価

#### 1 計画の進捗状況の点検・評価

---

本計画の「施策の方向」や「進捗を共有する指標」などにより人権教育・啓発の取組内容や実施状況の点検評価を行い、より効果的な取組を推進します。





## ■ 参考資料

- 1 第3次綾部市人権教育・啓発推進計画策定経過
- 2 綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会委員名簿
- 3 世界人権宣言
- 4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- 7 部落差別の解消の推進に関する法律
- 8 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例
- 9 用語解説

## 1 第3次綾部市人権教育・啓発推進計画策定経過

年 月 日	事 項
2018（平成30）年10月1日	「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査の実施 （10月15日まで）
2019（令和元）年8月19日	綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会（第1回）
10月30日	綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会（第2回）
12月23日	綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会（第3回）
2020（令和2）年1月10日	計画（案）に対する意見の募集（パブリックコメントの実施） （1月22日まで）
2月10日	綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会（第4回）
3月	第3次綾部市人権教育・啓発推進計画の策定

## 2 綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会委員名簿

（敬称省略）

役 職	氏 名	団体及び役職
委員長	高倉 正明	綾部市自治会連合会長
副委員長	酒井 保子	京都府女性の船「ステップあけぼの」綾部支部長
委員	朝倉 正道	社会福祉法人綾部市社会福祉協議会長
委員	井関 悟	株式会社エフエムあやべ取締役社長
委員	伊藤 悦子	国立大学法人京都教育大学教育学科教授
委員	上原 博一	綾部市消防長
委員	梅原 良典	綾部市教職員人権教育研究会長（綾部市立八田中学校長）
委員	岸本 良平	部落解放同盟綾部地区協議会議長
委員	久木 和子	綾部市保育協議会長（認定こども園豊里幼児園長）
委員	斉藤 信吾	綾部市身体障害者協議会長
委員	佐々木清次	綾部国際交流協議会長
委員	白波瀬清孝	綾部市市長公室長
委員	高橋 秀文	綾部市民生児童委員協議会長／綾部市要保護児童対策地域協議会長
委員	竹本 浩二	綾部市人権教育推進連絡協議会事業所部会長
委員	田中 丈夫	綾部市高齢者対策推進協議会長／綾部市老人クラブ連合会長

### 3 世界人権宣言

1948年12月10日 第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上

その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組

織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福

祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法(平成 8 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 4 月 1 日（施行）平成 25 年法律第 65 号

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
  - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定す

る機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

- ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
  - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
  - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
- （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由

とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。



(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

（国等職員対応要領に関する経過措置）

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

## 6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成 28 年 6 月 3 日（施行）平成 28 年法律第 68 号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

#### (基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### 第二章 基本的施策

#### (相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

#### (教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的

言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

## 7 部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 16 日（施行）平成 28 年法律第 109 号

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 8 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例

平成 30 年 4 月 1 日（施行）綾部市条例第 39 号

私たちの生活する社会の中には、障害のある人も障害のない人もいます。障害には、多様な種類や特性があり、見た目ではわからない障害もあります。障害のある人の中には、コミュニケーションが困難な状況に置かれてしまい、本人抜きに本人のことを決められてしまう人その他地域社会の一員としての役割を担うことから疎外されてしまう人もいます。

綾部市においては、昭和 47 年に、手話通訳のできる市職員を配置し、市民による手話サークルも発足するなど、ろう者との手話によるコミュニケーションを先進的に取り組んできました。また、昭和 57 年には、全国初のろう重複障害者施設が開設され、手話のみならず、障害のある人の多様な障害の特性に応じた意思疎通手段などを通じ、お互いに理解を深め、尊重してきた歴史があります。

こうした中、さらに私たち一人ひとりがかけがえのない個人として尊重されるためには、コミュニケーションの基礎である言語を確立することが大切です。

日本語には音声言語と手話等がありますが、手話は、音声言語に身振りをつけたものなどと誤解されることが多いため、「手話は独立した言語である」との認識を深めていく必要があります。

手話を言語として確立するために、私たちが、手話を使用するろう者の「手話を獲得し」、「手話で学び」、「手話を学び」、「手話を使い」、「手話を守る」ことのできる環境づくりを推進することが重要です。

その上で、障害のある人の多様な障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の存在を認識し、その手段を活用することにより、誰もがコミュニケーションをあきらめることなく、つながり合い、当たり前の生活を営むことが大切です。

このような認識の下、誰もが障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいき

と暮らしやすい共生社会を実現するため、この条例を制定します。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関し、その基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割並びに施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって誰もが障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らしやすい共生社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話を第 1 言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 合理的配慮 障害のある人が権利利益を侵害されることとならないよう、個々の場面において社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- (4) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (5) 多様なコミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、音声、拡大文字、触手話、指点字、ひらがな表

記、サイン、写真及び絵図等の視覚情報を活用した分かりやすい表現その他障害のある人が日常生活又は社会生活において使用する意志疎通の手段をいう。

(6) 事業者 事業を行う個人及び法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)をいう。

(7) コミュニケーション支援従事者 手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者その他障害のある人の意思疎通の支援を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語を確立するための施策は、手話が独立した言語であることを認識した上で、ろう者の権利を保障することを基本として行われなければならない。

2 多様なコミュニケーション手段を促進するための施策は、多様な障害の特性又は重複障害の困難性があることを踏まえ、誰もが障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう努めるものとする。

- (1) 綾部市障害者施策推進協議会の意見を聴くこと。
- (2) 市民及び事業者の参加及び協力を得ること。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、市が推進する手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、多様なコミュニケーション手段を活用し、誰もが地域社会の一員として日常生活及び社会生活を営めるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、市が推進する手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、多様なコミュニケーション手段の活用により、誰もが利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備その他の合理的配慮を行うよう努めるものとする。

## 第2章 手話言語の確立

第7条 市は、手話言語を確立するために、ろう者の手話によるコミュニケーションを円滑に図ることができる権利が尊重され、手話が独立した言語であるとの認識が市民及び事業者に定着するよう必要な措置を講じるものとする。

(手話言語の啓発)

第8条 市は、手話が独立した言語であるとの認識及び関心を深めるため、市民及び事業者に対し、必要な啓発に努めるものとする。

## 第3章 多様なコミュニケーション手段の促進

(コミュニケーションができる環境整備)

第9条 市は、関係機関と協力し、多様なコミュニケーション手段を用いることができる者の確保に努めるとともに、多様なコミュニケーション手段を用いた相談支援等を行うほか、誰もが容易にコミュニケーションができる環境の整備に必要な措置を講じるものとする。

(多様なコミュニケーション手段の活用に関する学習機会の提供)

第10条 市は、障害のある人、コミュニケーション支援従事者、事業者及び関係機関と協力して、多様なコミュニケーション手段の活用に関する学習の機会を市民及び事業者提供するものとする。

2 市は、事業者が多様なコミュニケーション手段の活用に関する学習の機会を設ける場合において、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(多様なコミュニケーション手段を用いた情報発信等)

第11条 市は、誰もが、市政に関する情報、災害時における緊急情報等を速やかに得ることができるよう、多様なコミュニケーション手段を用いた情報発信を推進するものとする。

2 市は、主催する講演会等に必要に応じて手話通訳者又は要約筆記者を配置するほか、多様なコミュニケーション手段を用いることができるよう合理的配慮を行うものとする。



(多様なコミュニケーション手段に関する啓発)

第12条 市は、多様なコミュニケーション手段に関する市民及び事業者の理解を深めるため、必要な啓発に努めるものとする。

(学校等への支援)

第13条 市は、小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園等が行う多様なコミュニケーション手段の促進に関する活動を支援するものとする。

(市職員に対する多様なコミュニケーション手段の活用に関する研修)

第14条 市は、市職員に対し、多様なコミュニケーション手段の活用に関する研修を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(綾部市障害者施策推進協議会設置条例の一部改正)

2 綾部市障害者施策推進協議会設置条例(平成9年綾部市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

## 9 用語解説

	用語	説明
あ行	明日の京都	京都府の行政運営の指針となるもので、基本条例、長期ビジョン、中期ビジョン、地域振興計画の4つを柱として、2011（平成23）年1月施行。
	綾部市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン	本市の公の施設等において、「ヘイトスピーチ解消法」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることを防止するため、施設の使用申請が行われた場合等に、市の公の施設等を管理する者が、各施設の設置及びその管理に関する条例等に基づく使用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として策定したもの。
	綾部市介護サービス事業者連絡会	綾部市内で介護サービスを提供する事業者で構成され、人権に関する理解を深めるとともに、サービスの質の向上に必要な情報交換・調整等を行うことを目的に事業を実施している。
	綾部市高齢者保健福祉計画	介護保険の円滑な実施を図るとともに、高齢者が安全、安心で快適に暮らせる地域社会づくりを行うための計画。
	綾部市個人情報保護条例	個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めるとともに、個人情報の開示、訂正及び利用の停止、消去または提供の停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するために制定した条例。2003（平成15）年8月施行。
	綾部市次世代育成支援対策推進行動計画（後期行動計画）「あやべっ子すこやかプラン」	「すべての子どもが心豊かに成長でき、誰もが安心して子どもを産み育てられ、地域社会全体が応援するまちづくり」を基本理念に、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう行政施策をまとめた行動計画。2010（平成22）年策定。
	綾部市市民憲章	丹波の美しい山河と豊かな伝統を持つふるさとを誇りとして、郷土愛に燃え、自然と人間が真に調和する新しい田園都市の実現を目指して1974（昭和49）年11月制定。
	綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例	誰もが障害の有無にかかわらず、手話やその他さまざまなコミュニケーション手段を活用することにより、お互いに尊重し合い、つながり合える共生社会を実現するために、2018（平成30）年に施行された条例。
	綾部市障害児福祉計画	「児童福祉法」に定める計画であり、ライフステージに沿った障害児福祉サービスの提供及び相談支援体制の確保や地域社会への参加による障害児の健やかな育成及び発達支援に関する計画。
	綾部市障害者地域自立支援協議会	障害のある人の相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉のシステムづくりに関する協議を行うための場として設置。
	綾部市障害者計画	障害のある人等の住みよいまちづくりの推進を目指して、障害のある人等のための施策に関する基本方針を示した計画であり、障害のある人の自立と社会参加を促進するための指針。3年ごとに見直しを行う。
	綾部市男女共同参画計画	男女がよきパートナーとしてあらゆる分野で共同参画する実質的な男女平等社会の実現を目指し、男女共同参画政策を総合的に推進していくための計画。
	綾部市男女共同参画条例	男女が対等なパートナーとして、いきいきと活動できる男女共同参画のまちづくりを目指して、市、市民、事業者等が一体となって取り組むことを決意し、2006（平成18）年4月施行。
	綾部市特定事業主行動計画	女性活躍推進法第15条に基づき、綾部市役所の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合等目標値を示した計画。
	綾部市要保護児童対策地域協議会	「児童福祉法」第6条の3に規定する要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、2008（平成20）年に設置。
	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	1965（昭和40）年12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。1995（平成7）年12月に批准。

	用語	説明
	育児・介護休業法	正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。2009（平成21）年7月に改正され、①子育て中の短時間勤務制度及び所定時間労働（残業）の免除の義務化②子の看護休暇制度③父親の育児休業の取得促進④介護休暇の新設等が主な改正点となっている。
	インフォームド・コンセント	医療事業者（特に医師）が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるように説明し、同意を得た上で治療すること。
	エイズ	後天性不全症候群（Acquired Immunodeficiency Syndrome）の略称で、後天的に免疫の働きが低下することにより生じるさまざまな症状の総称のこと。エイズはH I Vウィルスによって引き起こされる。
か行	家庭児童相談室	児童の養育や学校等でのさまざまな問題を抱える保護者等からの相談に対し、児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、必要な助言・指導を行う相談員を配置した相談室。
	基幹相談支援センター	地域における障害児者に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組等を行う。
	京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン	京都府の公の施設等において、「ヘイトスピーチ解消法」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることを防止するため、施設の使用申請が行われた場合等に、京都府の公の施設等を管理する者が、各施設の設置及びその管理に関する条例等に基づく使用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として策定したもの。
	京都府家庭支援総合センター	京都児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を統合。家庭問題に関する総合的な相談機関。2010（平成22）年設立。
	京都府教育振興プラン	京都府教育委員会において、2011（平成23）年に今後10年間を見通して策定された教育の振興に関する基本計画。その後の5年間の社会状況や教育環境の変化を踏まえて、2016（平成28）年に改定版を策定。
	京都府総合計画	2011（平成23）年に制定した「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」第4条の規定により、京都府の目指す方向性を将来構想、基本計画等の形で明らかにするもので、2019（令和元）年10月に策定した京都府総合計画（京都夢実現プラン）は、「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げ、「将来構想」と「基本計画」、「地域振興計画」によって構成している。
	共生社会	さまざまな人々が互いに理解をもって共存し、それぞれの文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。
	教育支援センター	不登校やいじめの問題に悩む児童生徒やその保護者、学校職員等を対象に援助・指導を行うことを目的として、1997（平成9）年12月に綾部市教育委員会に設置。
	高次脳機能障害	病気や事故等の原因で脳が損傷され、言語・思考・記憶・行為・学習・注意等の機能に障害が起きた状態。
	高年齢者雇用安定法	正式名称は「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」。継続雇用制度による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者の再就職の促進、高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、高年齢者の職業安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする法律。65歳までの雇用の確保、多様な形態による雇用・就業等に重点を置き、高年齢者等職業安定対策基本方針の策定、中高年齢失業者等求職手帳の発給、高年齢者雇用確保措置、シルバー人材センターの設置等について定めている。
国際人権規約	世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中でも基本的かつ包括的なもの①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約 A規約）②市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約 B規約）③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書の3つの総称。わが国は、①及び②の2つの規約について、1979（昭和54）年6月に批准。	

	用語	説明
	国際婦人年	女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。
	国連婦人の10年	1975（昭和50）年の第30回国連総会において1976（昭和51）年～1985（昭和60）年を「国連婦人の10年-平等・発展・平和」とすることが宣言された。
	戸籍謄本等の不正取得	京都府では2003（平成15）年に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件があった。また、2005（平成17）年以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。
	子育て支援センター	就学前児童とその保護者及び妊婦を対象にその心身の健康保持増進のために、保育所に専用の場所と職員を配置し、子育て相談・指導及び保護者同士の交流事業や情報交換の場を提供する。
	子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）	子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないよう子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。2014（平成26）年1月施行。
	婚外子	法的には非嫡出子といい、法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいう。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。
さ行	ささえ愛サポーター養成事業	地域で暮らす高齢者の自立した生活を支えるために必要な知識を学び、技術を身につけ、ちょっとした生活の困りごとや手助けを支援するサポーターの養成を行う。
	持続可能な開発目標（SDGs）	「Sustainable Development Goals」の略称で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。
	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	1989（平成元）年11月に国連総会で採択された条約。児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。1994（平成6）年4月に批准。
	社会的責任（CSR）	企業活動において、社会的公正や環境等への配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会等の利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方のことをいう。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での雇用が困難な障害のある人や一定年齢に達している障害のある人に対して、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上、維持を図るための支援。
	小中一貫教育	小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育方式のこと。
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	障害のある人に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加にとって、障害のある人に対する虐待を防止することが極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。
	障害者雇用促進法	正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障害のある人の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、障害のある人を一定の割合雇用するように義務付けるなど、障害のある人の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。2016（平成28）年4月1日施行。

	用語	説明
	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)	女性が女性である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目標として、漸新的に措置を取ることが締結国に求められている。1985(昭和60)年6月に批准。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	パートやアルバイトを含む常勤労働者を301人以上雇用している政府、自治体、民間企業等に女性の活躍に向けた行動計画の策定を義務付けた法律。2015(平成27)年施行。
	心理的差別	侮辱や交際の拒絶など、言語や行為を通して表れる、人々の観念や意識のうちに潜在する差別。
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)	人権擁護推進審議会の答申を受け、2000(平成12)年12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。
	人権教育のための国連10年	1994(平成6)年の国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもとに、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援に向けて、住民に対する実効のある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、1997(平成9)年7月に国内行動計画を策定。
	人権教育のための国連10年綾部市行動計画	「人権教育のための国連10年」の取組に対応する計画として、2000(平成12)年12月、人権教育・啓発推進に係る基本的指針となる計画を策定。この計画に基づき、市長を本部長とする「人権教育のための国連10年綾部市推進本部」を設置し、関係部局が連携を図りながらさまざまな施策を積極的に取り組んできた。
	人権福祉センター	本市においては、2002(平成14)年4月から隣保館を人権福祉センターと改称し、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として各種事業を総合的に実施している。綾部会館、物部会館、栗文化センターの3館がある。
	スクールカウンセラー	臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置。
	ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)	ストーカー行為について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする法律。2000(平成12)年11月施行。
	生活・介護支援サポーター養成事業	地域で高齢者の生活を支える仕組みをつくるため、担い手となる生活・介護サポーターの養成を行う。
	生活支援体制整備事業	包括的支援事業の一つであり、地域におけるサービスや担い手の開発等に取り組む生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等を行う事業。2014(平成26)年介護保険法改正により創設。
	性同一性障害者	生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらかの性に属しているかをはっきり認識しているながら、その半面で人格的には自分は別の性に属していると確信している状態の人。2003(平成15)年、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、法律で規定された要件を満たす場合は、家庭裁判所の審判を得て戸籍上の性別を変更することができるようになった。
	成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分で、自己決定を行うのに援助が必要とする人を保護するため、申立てにおいて家庭裁判所が能力状況に応じて、補助人、保佐人、後見人を選任し権限を与えてその人の生活と財産を保護する制度。
	性別役割分担意識	「男だから、女だから」「男は仕事、女は家庭」など、性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする固定的な意識のことをいう。

	用語	説明
	世界エイズデー	世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が1988（昭和63）年に制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。
	世界連邦都市宣言	全地球の人々と共に永久平和の確立を目指す世界連邦運動の趣旨に賛同する地方自治体が議会の議決をもって宣言するもの。本市は全国に先駆けて、1950（昭和25）年10月に宣言。
	セクシュアル・ハラスメント	雇用の場等で起こる性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動。
	ソーシャルワーク	社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動。
た行	第2次綾部市教育大綱	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第1条の3に規定されているものであり、綾部市の教育を推進するための基本指針となるもの。期間は、2018（平成30）年度～2021（令和3）年度の4年間。
	男女雇用機会均等法	正式名称は「「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇等の面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。
	地域教育推進員	人権を守り、差別のない明るいまちづくりを目指し、市民の自発的、自主的学習活動を推進するため、公民館長の推薦により綾部市教育委員会が委嘱した推進員。
	地域包括支援センター	支え合いが必要な高齢者の心身の健康維持や安心・安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくために、総合相談や支援事業、権利擁護、虐待防止・早期発見、新予防給付等の総合的なマネジメントを担う中核機関のことをいう。
	ツイッター	Twitter（ツイッター）とは、今していること、感じたこと、他の利用者へのメッセージ等を「つぶやき」のような形式で短い文章にして投稿するスタイルのブログサービス。
	デートDV	恋愛関係にある男女の間で起こるさまざまな暴力のこと。
	登録型本人通知制度	登録者の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を、本人の代理人及び第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人に郵送で知らせる制度。
	同和対策事業特別措置法	同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。1969（昭和44）年制定。
	同和対策審議会答申	内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が1965（昭和40）年8月、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり国民的課題であるとしている。
	特定失踪者	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない日本人失踪者。
	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）	インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、特定電気通信役務提供者（プロバイダ）等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者がわからない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。
	特例子会社	障害のある人の雇用に特別な配慮をし、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定により、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の許可を受けて、障害者雇用率の算定において親会社の一事業所として見なされる子会社。

	用語	説明
な行	日本語教育の推進に関する法律(日本語教育推進法)	外国人が「日本語教育を受ける機会が最大限に確保される」ことを国や自治体の責務とし、学校教員の配置や就学支援を義務付けた法律。2019(令和元)年6月施行。
	認定こども園	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)と、地域における子育て支援を行う機能(子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う機能)を備える施設。
	ノーマライゼーション	障害のある人が障害のない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す理念。
は行	パワー・ハラスメント	職場において、職権等の力関係を利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的な苦痛を与えることにより、その人の働く環境を悪化させたり、雇用不安を与える行為。
	ハンセン病	1873(明治6)年にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。2019(令和元)年11月22日、ハンセン病患者者家族に対する補償金の支給等に関する法律が制定された。
	ハンセン病を正しく理解する週間	ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に、6月25日を含めた週の日曜日から土曜日までをいう。
	犯罪被害者等基本法	犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策を総合的、計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律。2005(平成17)年施行。
	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
	フェミニストカウンセラー	女性の心理的支援を中心に、女性の自立、DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力など女性の問題の専門家。
	複合差別	いくつかの差別が結びついて起きる差別のことをいう。少数民族の女性が同じ民族の男性から性差別を受ける例や障害のある女性への性差別等、複合的に差別が生じている場合がある。片方の差別だけに着目すると他の差別が見えにくくなり、解決がしにくくなる。
	部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)	2016(平成28)年12月に施行され、「現在もなお部落差別が存在する」ことを明記し、「部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現すること」を目的とした法律。
	法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業などは従業員数に応じて、障害のある人を雇用する義務が課せられている。2018(平成30)年4月1日現在、国、地方公共団体等は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%、民間企業は2.2%となっている。
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)	この法律では、国民には、特定の民族や国籍の人々等を誹謗中傷し、社会から排除しようとする「ヘイトスピーチ」の解消が必要であることへの理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現に協力するよう求めている。国にはヘイトスピーチ解消のための施策を実施すると共に、地方公共団体に対して必要な助言や措置をとることを義務付け、地方公共団体にはヘイトスピーチ解消のため、地域の実情にあった施策を実施するよう努めることを求めている。
ま行	身元調査	結婚や就職のときに、興信所等の調査業者に依頼したり、知人や近所の人等へ聞き合わせて、本人の知らないところで、個人情報に関する情報を調べることで、人権侵害につながる行為。

	用語	説明
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている、18歳未満の子どものこと。
ら行	労働基準法	憲法第27条第2（勤労条件の基準）の「賃金、就業時間、休憩その他の勤労条件は法律でこれを定める」という規定に基づいており、労働条件に関する基本法規であり、労働者が人たるに値する生活を営めることを目的として必要な労働条件の最低基準を定めた法律。
	労働施策総合推進法	正式名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」。2018（平成30）年6月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（同年7月公布）において、働き方改革の総合的かつ継続的な推進を図るため、それまでの「雇用対策法」を改正して制定された法律。2019（令和元）年5月の改正では、パワー・ハラスメントの内容が初めて明文化され、事業者にパワー・ハラスメント防止措置を義務付け、パワー・ハラスメント防止対策の法制化がなされた。
わ行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
アルファベット	DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限等）も含まれる。
	H I V ・ H I V 感染症	H I V はヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の略称で、H I V 感染者とは、エイズを発症させる原因となるH I V に感染している人のこと。
	L G B T	性的少数者を限定的に差す言葉。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）の頭文字をとった総称であり、性的少数者（セクシャル・マイノリティ）を指す。個々人のセクシャリティは、身体の性、心の性、好きになる性の組み合わせでできているので実際には多様性がある。
	L I N E（ライン）	スマートフォンなどで短い文字メッセージの交換や音声通話、ビデオ通話等ができるアプリおよびサービス。
	S N S	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サイトのサービスのこと。





第3次綾部市人権教育・啓発推進計画  
人権かがやきプラン

発行	綾部市
発行年月	2020年(令和2年)3月
編集	綾部市市民環境部人権推進課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 電話 0773-42-4249